

平成30年12月第7回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成30年12月17日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議事班主任 千代岡 陽 子
議事班主事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税務課長補佐 堺 宗 大
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水道局長 西 村 城 人
消 防 長 藤 本 昇	監査委員事務局長 中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

なお、執行部から説明員の変更届があり、西岡税務課長補佐にかわりまして堺課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで皆様に御報告いたします。

林議員から、質問事項3、行政の具体的な実施把握の責務について及び4、行政の主体性の確立と行政の近代化についてにつきましては、取り下げる旨の申し出がございましたので、御報告いたします。

順次質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 12番林竹松。平成30年12月定例会におきまして、市民の負託を受けまして一般質問を行いたいと思います。

まず、1、室戸市長の政治姿勢について。

(1)室戸市の今後の運営についてお聞きをいたします。

これまで小松前市長が3期12年御努力、御尽力され、財政状況が改善され、やっと安定した室戸市として行政運営ができるようになりました。今後、新しい市長として、室戸市をもとのもくあみである赤字財政にしないという対策を明らかにされたいのであります。

また、小松前市長は、最後の9月議会におきまして、次期市政運営について大変僭越とは思いますが前置きをし、行政運営には継続性がなければならない。これまで取り組んできた財政の健全化や子育て支援、人口減少対策、医療対策など、その課題解決に努めてほしいと答弁をしております。こうした前市長の思いを酌んでいただき、これらの課題解決に向けてどのように取り組み、行政を運営されるのか、具体的な答弁を求めるものであります。

次に、2の同和問題と部落差別についてお聞きをするわけでございます。

植田市長は、室戸市議や県議会を歴任され、いわば行政のベテランであります。私の質問に対して答弁漏れのないように、的確な答弁を求めておきたいと思っております。

同和地区の人と呼ばれておる方々は、古来より日本経済の発展、また室戸市の発展のために犠牲になってきた経緯があります。市民憲章にもうたわれているように、互いの基本的人権が

守られ、平和で明るい生活が送られることを願い質問をいたします。私が同和問題を口にする  
とまたかと思われる方もたくさんおられると思いますけれども、やはり差別のない世の中をつ  
くるためには、どうしても誰かが口にし、発言をしていかなければ差別問題はなくなると  
いう意味合いを込めまして、私は質問を重ねてするものであります。

(1)室戸市の部落差別についてお聞きをいたします。

①室戸市の同和地区は、いつ形成されたのか。

②室戸市の同和地区は、何のためにつくられたのか、誰のためにつくられたのか、お聞きを  
いたします。

③部落差別とは、どうしてあるのか。

④部落差別はどうしてなくなるのか。

⑤部落差別をなくするためにどういった対策をとるのか、具体的に答弁をされたいのであり  
ます。

⑥同和対策答申と地対協の意見具申について、どういった内容なのか、室戸市の果たす役割  
を明らかにされたいのであります。

⑦部落差別解消推進法には、どのようなことが規定されているのか、その内容と行政の果た  
す役割を明らかにされたいのであります。この法律については、平成28年に施行されておしま  
す。

⑧同和地区の住民の仕事内容について、製造業、水産業、農業についてどのような状況にあ  
るのか明らかにされたいし、また今後の対策についても明らかにされたいのであります。

⑨室戸市の人権条例は、何のために制定をした条例なのか、お聞きをいたします。

⑩世の中がどのように変わろうとも、どのように同和対策に取り組もうとも、差別がなくな  
らないのはなぜか。今でも部落差別に苦しんでいる人がいるのはどうしてなのか。

⑪また、人はなぜ差別をされなければならないのか。

⑫部落差別とは何か、部落差別をなくするため、昭和44年から今日まで取り組んできました  
。部落差別をなくすることは、行政の責務であり、国民や市民の課題として取り組んできま  
した。しかし、今日に至っても差別は一向になくなっておりません。一方では、同和対策事業  
は、室戸市の活性化に大きく貢献してきました。最近になって、国の施策による公共事業の減  
少に伴って、一番先に同和地区の請負業者の倒産が相次いでおります。仕事補償について明ら  
かにされたいのであります。

⑬同和人権行政とは何か、同和人権教育とは何か、お聞きをいたします。

⑭同和问题とは何か。

⑮人権問題とは何か、その取り組みと現状と課題について説明をされたいのであります。

次に、⑯部落差別をなくする教育、社会、学校、現状と課題について答弁をされたいのであ  
ります。

⑰人種的起源説とは何か。

⑱宗教的起源説と職業的起源説とは何か。

⑲政治的起源説とは何か。

⑳同和問題をどのように考えたらよいのか。

㉑差別と区別の違いは何か。

㉒部落差別に対する偏見をなくするにはどうしたらよいのか。

㉓部落差別をなくするために、どのような運動があるのか。

㉔部落差別の問題は、人権の問題であると言われているのはなぜか。

㉕よりよい人間関係づくりこそ大切だと言われているのはなぜか。

㉖身元調査が問題となっているのはなぜか。

㉗地名総鑑事件とは何か。

㉘同和地区住民の就職の機会均等の確保について、労働大臣談話が昭和50年12月15日に出されているが、どのような内容か、また室戸市はこれらについてどのようにかかわってきたのか、お聞きをいたします。

㉙オールロマンス事件とはどのような事件であったのか、どこにこの事件と言われるところに差別があるのか。

㉚同和という名称にはどういう意味があるのか。

㉛隣保館、隣保事業とはどのような意味があるのか。

㉜万人は一人のために、一人は万人のためという意味は何なのか。

(2)その他の差別についてお聞きをいたします。

①女性差別についてお聞きをいたします。

今さまざまな形で女性に対するセクシュアルハラスメントが発生しております。女性と男性が社会のあらゆる分野でともに参画する共同社会の実現に向けた取り組みを推進し、女性への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等へ向けた取り組みが必要とされています。これらについてその取り組みを明らかにされたいのであります。なぜ女性は、さまざまな分野で差別を受けなければならないのか、その理由について説明をされたいし、またその現状と課題について答弁をされたいのであります。

②高齢者差別についてお聞きをいたします。

高齢者に対する理解や関心を深める取り組みを推進し、高齢者の人権についてどのように取り組んでいるのか説明をされたい。

人生の大先輩である高齢者が、なぜ差別を受けるのか、あわせて説明をされたいのであります。

また、高齢者に優しいまちづくりへの取り組みについて、答弁されたいのであります。

次に、③外国人への差別について。

外国人との交流を中心とした教育、啓発を推進し、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図るためどのように取り組まれているのか、説明をされたいのであります。

室戸市は、ポートリンカーン市と国際交流を実施しております。外国人はなぜ差別をされるのか、説明をされたいのであります。

採用試験にしても、外国人の採用を拒否してきた時代が長く続いておりました。国民と住民は違います。そのことは憲法や最高裁の判決が示しているところであります。外国人への差別解消に向けた取り組みと現状、課題について答弁をされたいのであります。

そして、外国人子弟に対しての子ども手当等についてどう取り組んでいるのか、対象者はいないのかどうか、お聞きをいたします。

次に、④障がい者差別についてお聞きをいたします。

(1) 社会全体で障害がある人について正しく理解する取り組みをどう進めているのか、具体的に説明を求めるものであります。

(2) 障害のある人に対する理解を深める職場研修の実施や雇用の促進をどのようにされているのか、お聞きをいたします。

(3) 働きやすい環境整備についてお聞きもいたします。

(4) 障害のある人の社会参加について、取り組みについてどう取り組んでおられるのか、現状と課題について説明を求めるものであります。

(5) 自分が好きこのんで障害者となったわけではないのに、なぜ差別や区別をされるのか、お聞きをいたします。

(6) 障害者に優しいまちづくりの取り組みについて説明をされたいのであります。

⑤H I V感染者に対する差別についてお聞きをいたします。

エイズ感染者に対する正しい認識を推進するための教育、啓発についてどのように進めているのか、具体的説明を求めます。医療ミスや薬害によって感染した人たちが、なぜ差別や区別をされるのか、具体的に答弁をされたい。

こういった人権についての問題を解決するためにも、室戸市の人権条例の完全実施を求めるものであります。答弁されたことには責任を持っていただいて、その具体化及び実施をきちっとされますことを切にお願いをいたします。私たちも市民から負託を受けている議員であります。市民と約束したことは守り、実行と取り組みをされたいのでありますので、あわせて答弁をお願いしたいと思います。私が説明を、一般質問の中でお聞きしたことは、微妙なところに項目別になると違いがあると思いますので、その点のことを十分気をつけていただいて、答弁をしていただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 林議員さんにお答えをいたします。

大きな1点目の室戸市長の政治姿勢についての(1)室戸市の今後の運営についてでございます。

まず、小松前市長におかれましては、3期12年の市政を行財政改革などに積極的に取り組まれ、厳しい財政事情の中でも、産業振興、防災対策、少子・高齢化対策など、市民生活の向上に向けた取り組みに御尽力くださいました。私としましては、市政運営に重要な取り組みは、引き継いでまいりたいと考えているところでございます。そして、私の市政運営に臨む基本的な考え方といたしましては、所信表明の中でも述べさせていただきましたが、命を守る、室戸を創るの2つのスローガンを掲げ、本市の抱えるさまざまな課題の解決に取り組んでまいります。

命を守るの具体的施策としましては、まず市民が安心できる医療体制の充実に取り組みます。市内の医療機関との連携や一般病床の整備及び医師や看護師の確保に取り組むとともに、夜間診療や救急医療などの体制もあわせて検討してまいります。

また、現在、診療所がない地域や今後診療所のなくなることが予測される地域への対策や新たな病院誘致の観点などもあわせ検討を進めてまいります。

そして、今定例会開会日の産業厚生委員会委員長報告にありました地域医療についての御提案も含め、今後議会、市民の方々及び関係者と一体となって、本市の医療の充実強化に全力で取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。まずは実践に役立つ防災訓練と備えの徹底、津波避難タワーや避難路の日常の活用方法や推進に取り組めます。

また、集中豪雨や台風など、毎年襲来する自然災害への防災対策を見直し、避難の徹底など命を守るまちづくりを推進してまいります。

そして、こうした取り組みは、市民の自助・共助の取り組みが不可欠でありますことから、自主防災組織の活動を積極的に支援してまいりたいと思います。

次に、室戸を創るの具体的施策については、働く場の確保や居住環境、教育環境の充実及び日常生活の利便性の向上対策などに取り組んでまいります。

働く場所の確保につきましては、室戸で頑張る事業所のトップセールスに取り組み、地元産業の振興につなげ、雇用増大対策を推進します。

また、ふるさと納税の取り組み強化をし、より多くの市民や事業者が参加しやすい仕組みをつくり、事業拡大に取り組んでまいります。

魅力あるまちづくりにつきましては、室戸ユネスコ世界ジオパーク子どもサミットの開催や世界一健康づくりが楽しい室戸宣言ができる基盤整備に取り組んでまいります。

また、医療、防災面などはもとより、ネットビジネスの普及推進やWi-Fiエリアの拡大など、若者や観光客にも楽しんでもらえるよう、情報通信基盤の充実強化に取り組んでまいります。

また、移動手手段の確保については、全国に先駆けて、高齢化の進む本市にとっては重要な課題であり、通院バスなど利便性の高い住民目線に立った移動手手段の確保にも取り組んでまいります。

産業振興対策につきましては、定置網漁業、台地農業、海洋深層水や土佐備長炭など、特徴のある産業や資源のブラッシュアップを図り、観光産業とのリンクや新たな商品開発などに取り組みます。

教育対策といたしましては、室戸市の誇れる人、歴史、文化及び産業などを低学年から学ぶことにより、子供たちが室戸市を愛し、誇りを持てる教育の推進を強化します。

また、人権問題につきましては、室戸市人権施策推進計画の実行にしっかりと取り組み、市民のお互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる社会づくりを目指してまいります。

高齢者対策では、生活環境の整備促進や商品開発作業などの健康づくりとあわせたビジネス事業を導入するなど、生きがい対策の向上に取り組めます。

少子化対策では、出会いの機会を設ける事業の推進や結婚、出産への支援、教育や医療費への支援など子育てに優しい環境づくりを推進してまいります。

ジオパークの取り組みにつきましては、室戸世界ジオパークセンターのリニューアルによる一部有料化や地元で経済効果の上がる取り組みを強化するとともに、ジオパークのネットワークを生かし、グローバルな時代をものにした地域振興策に取り組んでまいります。

道路網の整備につきましては、災害時の被害や孤立化などの実情を国や県に訴え、国土保全対策の強化や代替道路の整備促進及び高規格道路へのアクセス道路整備などを要望してまいります。あわせて、市民生活に密着した市道や橋梁の整備にも取り組んでまいります。

空き家対策では、空き家等対策計画の見直しや支援強化に取り組む、空き家活用による地域おこしプロジェクトを具体化してまいります。

そのほか、室戸市と京阪神圏をより緊密化させ、インバウンド対策や7年後に開催される万博にも照準を合わせた室戸の基盤整備のためのお知恵を拝借する100人規模の応援団の結成に取り組んでまいりたいと思います。

そして、こうした取り組みを実現していくために、厳しい財政情勢ではありますが、ふるさと室戸応援寄附金の拡大や積極的な情報収集による国・県等の補助制度の活動などにより財源確保に努めていくとともに、平成31年度には、新たな財政運営計画を策定し、適正な財政運営に取り組んでまいります。

次に、大きな2点目、同和問題と部落差別についての(1)室戸市の部落差別についての1点目、室戸市の同和地区、つまり部落差別を受けている地域が、いつ形成されたのかについてですが、時期については明らかになっておりませんが、その起源については諸説ございます。中世以降の日本社会の歴史の中で、それぞれの地域において、同和地区は形成され

たものと理解をするところであります。

次に、2点目の室戸市の同和地区は、何のためにつくられたのか、誰のためにつくられたのかにつきましては、定かではありませんが、中世以降の日本の歴史の中で、その当時の支配者階級によって、一つの政治的施策として身分制度がつくられたと認識するところであります。

次に、3点目の部落差別はどうしてあるのかについてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、日本の歴史的過程においてつくり上げられた身分制度が、明治5年の解放令以降も誤った知識や偏見により差別の対象として残されていることは、あってはならないことであると認識しております。

次に、4点目の部落差別はどうしてなくなるのかにつきましても、先ほどの繰り返しにはなりますが、誤った知識や偏見から人を差別する部落差別はあってはならないものと認識しております。こうした人権問題の解決のために、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、5点目の部落差別をなくするためにどういった対策をとるのかについてでございます。

本市がこれまでに行ってきた取り組みにつきましては、林議員さん御案内のとおりであります。昭和40年の同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの同和対策審議会答申を受け、本市におきましても、一連の特別措置法等により住環境など生活環境整備や地域住民の自立促進を図るための各種施策を積極的に推進してきたところであります。これらの取り組みにより、物的環境につきましては一定整備され、実態的差別については、一定の成果が得られたものと考えておりますが、地区道路など一部積み残しの事業のほか、特別措置法で整備された公営住宅や産業基盤整備等の年数経過に伴う老朽化等により修繕等の必要が生じております。特に、公営住宅につきましては、近い将来発生が予想される南海トラフ地震による津波等への対策など防災面からも建てかえ、移転等の取り組みが課題となっているところであります。

また、生活環境等の実態的な差別の解消が進んだ一方で、依然として教育面や就職、不安定な就労問題や結婚差別、差別落書きなどに見られるように心理的差別や差別意識の解消に至っておらず、さらなる取り組みが必要であると考えております。今後におきましては、こうした一部立ちおくれの見られる地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、施策を検討するとともに、諸問題の解決に向けて、教育啓発事業に一層努力していくことが市の責務であると考えております。本市では、平成10年に室戸市人権尊重の社会づくり条例を制定し、この条例の目的である人権が尊重される社会づくりを目指して、平成18年度に室戸市人権施策基本方針を策定したところであります。この室戸市人権施策基本方針の基本理念といたしましては、①一人一人が尊重され、自己実現を図ることができる活力のある地域社会の創造、②市民の誰もが社会の一員としてひとしく参加、参画できる公正な地域社会の創造、③多様な文化や価値観、



個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会の創造、④市民、企業、行政がともに取り組む人権尊重の地域社会の創造、この4項目を定めるとともに、具体的に取り組むべき主要課題として、同和問題、子供、高齢者、障害者、さまざまな人権の項目を取り上げております。そして、平成26年度にこれらを踏まえた具体的な計画として、室戸市人権施策推進計画を作成いたしました。この推進計画では、主要課題について具体的な施策や事業、3年間の計画として定めております。現在、平成29年度から平成31年度までの第2期室戸市人権施策推進計画として、事業の推進を図っているところであります。部落差別をなくするためにも、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決のためにも、こうした取り組みのさらなる充実を図り、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、6点目の同和対策答申と地対協の意見具申についてでございます。

昭和40年の同和対策審議会答申では、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。それゆえその早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題であるとしております。また、平成8年に最後の地域改善対策協議会意見具申がなされておりますが、そこでは一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据えて、一部に立ちおくれのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められるとしております。

次に、室戸市の果たす役割についてであります。同和対策審議会答申や地域改善対策協議会意見具申が示している行政の姿勢と考え方を踏襲し、憲法に規定する基本的人権の保障を不断の努力を持って同和問題の解決に向けて積極的に取り組まなければならないと考えております。

次に、7点目の部落差別解消法の内容と行政の果たす役割についてでございます。

平成28年12月に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、初めて国の法律で部落差別という言葉が使われているところでありまして、部落差別の解消を図るため、基本理念を定め、国や自治体の責務を明らかにした法律であると認識しているところであります。具体的には、教育、啓発、相談体制の充実、実態調査の実施等を定めたものでございます。市といたしましては、この法律の趣旨を踏まえ、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、今後とも国や県の動向を注視するとともに、情報収集に努め、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、8点目の同和地区の住民の仕事内容と今後の対策についてでございます。

林議員さん御案内のとおり、同和対策事業特別措置法など一連の特別措置法のもと、地域住民の自立促進及び生活基盤の充実を図るため、産業振興や雇用対策など各種の施策を推進してまいりました。農業や水産業では、農道や農業用倉庫の整備、漁港や漁具倉庫、共同作業場の

整備などに取り組んでまいりました。また、商工業におきましても、共同作業場の整備等により、雇用の場づくりにも取り組み、現在2カ所の共同作業場が操業中でありまして、現在、パートを含め63名の方が就業されているところでございます。これらの作業場につきましては、管理者や事業者と連携の上、現在も引き続き支援対策を行っているところでございます。

また、ハローワークとの連携により、無料の職業紹介所を開設するとともに、市民館窓口にも求人情報等を備え、地域住民への情報提供も行っているところであり、今後におきましても、地域産業の振興対策に取り組むことなどにより、雇用の創出、就労機会の確保に努めてまいります。

次に、9点目の人権条例は何のために制定したのかについてであります。

平成10年に制定されました室戸市人権尊重の社会づくり条例は、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であるとの世界人権宣言の理念のもと、同和問題を初めとするあらゆる人権問題への取り組みを推進し、市民の互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる社会の実現を目的として制定されたものでございます。前段でも申し上げましたとおり、この条例の具体化を図るため、平成18年に室戸市人権施策基本方針を定め、これを踏まえて室戸市人権施策推進計画を策定し、各事業の推進に努めているところでございます。

次に、10点目の部落差別がなくならないのはなぜかについてでございます。

前段でも申し上げましたとおり、部落差別は、あつてはならないものであり、今なおいわれなき部落差別に苦しんでいる人がいるということと、すなわち部落差別が大きな人権課題として残されていることが問題であり、この課題の早急な解決のため、行政として重点的、主体的に取り組むことが重要であると考えております。

次に、11点目の人はなぜ差別をされなければならないのかについてでございます。

全ての国民がひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの日本国憲法の理念から、差別をすること、されることは、決して許されないものであると考えております。

次に、12点目の部落差別とは何かについてでございます。

部落差別とは、日本社会の歴史的過程において形成された身分階級構造に基づく差別であり、同じ人間なのにそこに生まれたというだけで差別をされ、また社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられるなど、基本的人権が守られていない状況であり、大きな人権問題であると認識をしております。仕事補償につきましては、ハローワークとの連携や室戸無料職業紹介所の活用、市民館での就労相談事業への取り組みを進めるとともに、同和問題を初めとする人権問題の解決のための教育、啓発につきましてもしっかりと取り組んでまいります。

次に、13点目の同和人権行政並びに同和人権教育についてでございます。

同和人権行政とは、部落差別を解消するために行われる全ての行政を指しており、本市にお

きましては、昭和40年の同和対策審議会答申を受けて、同和対策事業特別措置法など一連の特別措置法により同和問題の解決に向けて取り組んでまいりました。その結果、生活環境の改善など一定の成果が見られたところではありますが、今なお誤った知識や偏見などにより、多くの課題が残されていると認識をしており、特別対策の終了が同和問題の解決を図る取り組みの終了ではないとの地対協意見具申を踏まえ、差別意識の解消に向けた各種の啓発事業などの取り組みを引き続き推進しているところであります。

次に、同和人権教育とは、誤った知識や偏見により今なお多くの課題が残されていることを踏まえ、一人一人が同和問題を正しく理解するために、人権教育や啓発活動を通して、お互い認め合い、相手を尊重する、人権尊重の思想の普及を推進していくことであると考えております。こうした人権課題の解消に取り組むため、平成26年には、室戸市人権施策基本方針に基づく室戸市人権施策推進計画を策定し、本市における人権施策を集約する中で、部落差別をなくする運動強調旬間の活動や人権週間の取り組みなど、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に、14点目の同和問題とは何かについてでございます。

昭和40年の同和対策審議会答申にもございますように、同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程におきまして形成された身分階級構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的、社会的、文化的に低位の状況に置かれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として、何人にも保障されております市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題でございます。私ども行政に携わる者といたしまして、この答申の趣旨をしっかりと踏まえ、今後とも同和問題解決のために、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、15点目の人権問題とは何かについてでございます。

日本国憲法第11条と第14条において、国民は全て基本的人権を有し、法のもとに平等であって、いかなる理由があっても差別されないとされております。この基本的人権にかかわる問題が人権問題であると理解をしております。そして、本市におきましては、平成18年に室戸市人権施策基本方針を策定し、同和問題、女性の人権、高齢者の人権、障害者の人権、さまざまな人権問題の5つの項目について基本方針を定め、それに基づく人権施策推進計画により、各種の人権施策に取り組んでいるところであります。今後とも同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて積極的に取り組み、差別のない人権が尊重される社会づくりに努めてまいります。

次に、16点目の部落差別をなくする教育、社会、学校の現状と課題についてであります。

まず、学校教育での取り組みといたしましては、人権教育推進事業における研究指定校が指定されており、人権課題に対して取り組むとともに、差別について学習しております。また、研究発表や研究紀要等を通じて、市内各校へ理解を深め、差別を許さない、人権を尊重する教

育の推進を図っております。このような中、学校での若年教員の増加に伴い、正しい認識をしっかり指導できる教員の育成が課題でありますので、市人権教育研究協議会への研修や講演の参加とともに、県教育委員会主催の研修などによって、資質の向上に努めているところであります。また、保育所や小・中学校では、市民館事業の人権フェスタなどに積極的に参加しております。また、人権に関する作文や人権啓発標語の作成、発表とともに、地域との交流などを通じて、人権意識の涵養に努めております。

次に、地域社会での取り組みといたしましては、先ほど申し上げました市民館を拠点とした事業として、地域の方々の相談事業や地域内外あるいは周辺地域の人たちとの相互理解を深めるための各種教室を開催する地域交流事業、部落差別を初めとする人権問題の学習会や啓発事業を行っております。課題といたしましては、高齢化が進む地域で参加者が減少する傾向にあり、固定化しつつあることなどが上げられます。こうしたことから、部落差別をなくする取り組みとして、より一層の事業への参加の呼びかけや有効な啓発方法について検討し、またあわせて地域住民のニーズ調査などを行い、市民館事業の一層の充実を図ってまいります。今後におきましても、市人権教育研究協議会などの関係機関と連携の上、関係者の御協力もいただきながら、正しい理解を深めるとともに、部落差別の解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、17点目の人種的起源説とは何かについてでございます。

人種的起源説とは、被差別部落の人たちの祖先は、日本人とは異なる人種あるいは異民族であるという説でございます。

18点目の宗教的起源説とは、仏教は殺生を禁止しているのに牛馬の殺生をしているから差別されるという説でございます。

また、職業的起源説とは、卑しいとされた職業についているから差別されるのだという説でございます。

19点目の政治的起源説とは、時の政権が、民衆支配を強固なものにするために、身分政策として最下層に賤民階層をつくったという説でございます。

次に、20点目の同和問題をどのように考えたらよいのかとの御質問でございます。

同和問題は、基本的人権にかかわる問題であり、その解決は、市全体の課題であることを踏まえ、行政はもとより、住民一人一人が同和問題を正しく理解し、認識を深めることが重要であると考えております。本市においても、昭和40年の同和对策審議会答申を受けて、一連の特別措置法のもと、さまざまな取り組みが進められてまいりました。こうした取り組みによって、生活環境の改善を中心とした物的事業につきましては、一定の成果をおさめることができたのではないかと考えますが、教育、就労、産業等の面での格差や心理的差別の解消には至っていないのが現状でございます。また、今なお誤った知識や偏見に起因した結婚差別や就職差別、差別落書きなどの人権侵害や先ほども申し上げました格差の問題、さらに老朽化が進む施

設への対応等々の問題が課題として残されております。これらの問題や課題につきましては、一日も早い計画に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、21点目の差別と区別の違いについてであります。

差別とは、差のない者に不当に差をつけることであり、不当でない差のつけ方としましては、区別と表現をされているところであります。区別とは、物の状態を見きわめ、それを正しく位置づけることであると考えております。

次に、22点目の部落差別に対する偏見をなくするについてはどうしたらよいのかについてでございます。

まず、一人一人が不合理な因習や先入観などを取り除き、世間体にとらわれることなく主体性を持ち、合理的に物事を捉えることが重要であると考えます。部落差別を解消するためには、誤った知識や偏見を取り除くことと、思想、信条、人種など違いのあることをお互いが認め合い、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、お互いの人権を尊重し合うことが大切であります。今後におきましても、部落差別をなくするための教育、啓発にしっかりと取り組んでまいります。

次に、23点目の部落差別をなくするために、どのような運動があるのかについてでございます。

全国的で本格的な部落解放運動の展開は、大正11年に人間を尊敬することによってみずから解放せんとするものの集団運動としての全国水平社結成から始まりました。その後、昭和46年に部落解放全国委員会が結成され、昭和55年に部落解放同盟と名称を変更し現在に至っております。現在、部落差別をなくする運動として、人権、福祉、環境を柱とした周辺地域との連帯交流により、差別意識の解消のための活動を行っております。現在、活動している運動団体としては、部落解放同盟、自由同和会などがあります。

次に、24点目の部落差別が人権の問題であると言われてるのはなぜかについてであります。

日本国憲法では、国民は全て基本的人権を有し、法のもとに平等であり、いかなる理由があっても差別されないとされております。その地域に生まれたというだけで、その地域出身というだけで差別を受け、この基本的人権を侵害されているのが部落差別であり、同和問題であると理解しております。本市としましては、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念をしっかりと踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として、他の人権問題とともに、その解決に向けて取り組みを進めなければならないと考えております。

次に、25点目のよりよい人間関係づくりこそ大切だと言われるのはなぜかについてでございます。

人権問題の解決のためには、お互いが相手のことを理解し、またお互いを尊重し合うことにより相互理解が進み、信頼関係を築き上げることが重要であると考えております。そのために

も、お互いの違いを理解し合い、相手を尊重するための人権教育に取り組んでまいります。

次に、26点目の身元調査が問題となっているのはなぜかについてでございます。

身元調査とは、個人の素性や身上関係の情報を収集、調査することであり、身元調査の一般的な目的は、調査の対象者の個人情報や信用の可否を明らかにすることにあります。特に問題となるのは、部落出身者の出自を明かすことによって、結婚差別や就職差別などにつながるおそれがあり、こうした調査を行うことは、憲法で保障されている基本的人権を不当に侵害するものであると理解しております。

次に、27点目の地名総鑑事件とは何かであります。

この事件は、昭和50年12月に全国の同和地区の所在地等を記載した冊子、人事極秘特殊部落地名総鑑が発行され、相当数の企業が購入し、職員の採用や人事管理に利用するなどした事件であり、同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼすなど、当時において部落差別が続いている現実を示した事件でございます。

次に、28点目の労働大臣談話の内容についてでございます。

先ほど申し上げました地名総鑑事件を受けて、労働大臣談話が発表されました。その内容は、企業においては、同和地区住民の基本的人権、特に就職の機会均等の権利が侵害されることが絶対に生じないよう強く要請するというものでございます。就職にあつての身元調査や戸籍謄本の提出が問題となっているのは、これら地名総鑑事件のような、就職機会均等を脅かし、結婚差別を引き起こすおそれがあるので問題とされております。本市では、こういった就職差別等が起きないように、同和問題に関する各種啓発事業に取り組んできたところでございます。

次に、29点目のオールロマンス事件についてであります。

昭和26年オールロマンスという雑誌に京都市職員の書いた特殊部落という小説が掲載されました。この小説は、京都市内の被差別部落を興味本位に取り上げ、偏見と差別意識を拡大するものでありました。この事件を生んだ背景には、被差別部落の劣悪な生活環境とこれを放置した行政の責任が問われ、同和对策審議会設置の契機となった事件であると承知をいたしております。

次に、30点目の同和の名称の意味についてでございます。

同和は、同胞融和の略語で、戦前には被差別部落の地位向上や環境改善等の運動を融和運動と称していました。そうした融和運動の団体であった中央融和事業協会が、昭和16年に同和奉公会と名称を改めてから、同和という言葉が公的に使われるようになったとお聞きをしております。言葉の意味は、人々が和合することだと理解をしております。

次に、31点目の隣保館、隣保事業とはどのような意味かについてでございます。

隣保館とは、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題解決のための各種活動を行

っている施設であります。本市においては、昭和53年に隣保館から市民館に名称を変更しております。

次に、隣保事業とは、隣保館で行われている事業であります。隣保とは、言葉の意味としては、近所の人、近隣の人が、お互いに助け合う組織を意味しており、隣保事業の語源としては、19世紀後半にイギリスで経済的に困っている人々を救済するために自発的に発生したボランティア活動、いわゆるセツルメント運動から来ていると言われております。

次に、32点目であります。万人は一人のために、一人は万人のためにという言葉の意味は、自分のことだけでなく、みんなのことを考えようというもので、みんなで一人一人を大切にしていこうという意味だと捉えております。この言葉は、狭山事件の運動の中で合い言葉として、また運動の精神として使われるようになったことは有名でございます。

次に、大きな2点目の(2)その他の差別についての①女性差別についてお答えをいたします。

女性がなぜ差別されるのかにつきましては、社会慣習に基づく男女平等意識の偏重や性によって人間の役割を固定的に捉えてきたところによる偏見がいまだ完全にはなくなっていないことが原因だと考えております。

次に、現状と課題、その取り組みであります。女性の社会進出が進む中、職場における男女間の不平等や出産や育児のために離職せざるを得ないというように、女性が安心して働けることができない環境がいまだに残っております。加えて、セクシュアルハラスメントなど女性に対する人権侵害や暴力も深刻な問題となっております。本市におきましては、平成20年に第1期男女共同参画プラン、心豊かに生きるを、平成30年には第2期男女共同参画プランを策定し、男性と女性が家庭、学校、職場あるいは地域でそれぞれの個性と能力が発揮できるような社会づくりを目指しております。具体的には、市の各種審議会と附属機関の女性委員の割合を30%以上になるように取り組んでおります。加えて、広報紙により男女共同参画の理念の普及や男女共同参画週間にあわせたパネル展の実施など、啓発活動を行っているところであります。

次に、②高齢者差別についてであります。

高齢者の人権についての取り組みにつきましては、高齢者の人権をテーマにした講演会や高齢者を対象にした講演会、また各市民館では、高齢者宅への訪問活動やデイサービス等を実施しております。

また、なぜ差別を受けるのかについてであります。加齢による身体機能の低下や認知症などに対する理解がまだまだ不足しているものと考えており、今後も啓発等に努めてまいります。

高齢者に優しいまちづくりへの取り組みにつきましては、全国的に高齢化が急速に進む中、本市におきましては、11月末現在の高齢化率が48.4%となっており、高齢者対策が重要な課題

となっております。これまでの本市の取り組みといたしましては、平成25年度より、高齢者などの移動手段の確保対策としまして、中山間地域高齢者等タクシー利用助成事業や、御注文をいただいた商品を御自宅まで届ける買い物支援サービス事業に市独自の施策として取り組んでいるところでございます。

また、これらに加え、光ケーブル網を活用したあんしん見守りサービスや配食サービス、移動入浴車派遣事業、訪問理美容サービス等、高齢者の福祉サービスの充実に努めてまいりました。今後におきましては、地域資源を生かした商品開発作業と健康づくりをあわせたビジネス事業を展開し、働くことと介護予防のマッチングを図ることで、生きがいつくりへつなげるとともに、高齢者の方々が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者施策等の推進に努めてまいります。

次に、③外国人への差別についてお答えいたします。

まず、人権意識の高揚を図るための取り組みについてであります。国際化が進展するとともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じております。さまざまな国の文化などの違いを認めるとともに、人間としての共通性や共感する心への理解を深めることが、一人一人の人間が互いに信頼し合うことのできる社会の実現につながるものと考えております。本市では、人権問題を市政の重要課題として位置づけて取り組む中で、これらの問題について同和問題を初めとするあらゆる人権問題と関係づけながら施策を推進してまいりました。今後とも、これらに対する市民の理解を深めるための普及啓発を推進するとともに、国際的な人権感覚と意識の醸成に努めるという室戸市人権施策基本方針に沿って取り組んでまいります。

次に、なぜ差別されるのかについてであります。多くは言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が十分でないことに起因するものではないかと考えますが、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が、人権侵害につながる場合もあるのではないかと考えております。

次に、取り組みと現状、課題についてであります。本市は、ポートリンカーン市との交流や世界ジオパークの認定、四国巡礼や韓国中学生の野球のキャンプあるいはインドネシアからの漁業研修生など来市する外国籍の人たちが多く見られ、平成30年11月末現在で市内には31世帯、36人の外国人の方がおられます。そして、広報において外国人の人権について掲載するとともに、外国語での相談体制の充実のため、6カ国語に対応した外国語人権相談ダイヤルの周知についてのパンフレットやチラシを配布することにより、啓発を図っているところであります。

次に、外国人子弟に対しての子ども手当等についてであります。平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間、子ども手当と呼ばれておりました手当は、現在は児童手当の名称で支給されております。また、平成24年の住民基本台帳法の改正で、外国人について住民基本台帳に記載されることとなり、そのことに伴い、外国人の児童手当等も日本国内に住所を有する



者らの要件に基づき支給されております。本市におきましても、児童手当の支給は、外国人の方も日本人の方と同様の取り扱いで児童扶養手当、乳幼児医療費助成等につきましても同様の取り扱いとなっております。

なお、児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費助成とも現在のところ本市では対象者はございません。

次に、④障害者差別についてお答えいたします。

本市では、室戸市障害者計画を策定し、障害者の自立と社会参加の支援などを行うことにより、誰もが地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指し、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

1点目の障害者への理解を進める取り組みといたしましては、ポスターの掲示やパンフレット等の配布、障害者理解促進啓発のための講演等の実施により、障害者への正しい理解の普及に努めております。

2点目の理解を深める研修の実施につきましては、手話奉仕員養成研修や翻訳ボランティア養成講座を実施しているところであります。

また、雇用の促進といたしましては、就労継続支援B型事業所共同作業所むろとうみがめ等からの一般就労への支援を初め、高知県障害のある方のための就職合同会社説明会への参加支援等を行っております。

3点目の働きやすい環境整備につきましては、市内の事業所に対する障害者雇用の理解促進を行っていくことなどにより、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

4点目の障害のある方への社会参加の場といたしましては、市民交流広場みんないるかや室戸市あったかふれあいセンターがでございます。支援者の人員不足等の課題もありますが、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが交流できる集いの場となっているところでございます。

5点目のなぜ差別や区別をされるのかにつきましては、考えの一つとして、真の共生ができていないがために、意識上のバリアがあるのではないかと考えます。この意識のバリアをなくすためには、さまざまな立場の住民が多彩な活動を通じて交流を深め、お互いが支え合い、理解し合い、その役割や位置づけが明確になっていくことで、地域でともに生きている担い手であると意識することにより、意識上の障壁がなくなり、真の共生ができるのではないかと考えております。

次に、6点目の障害者に優しいまちづくりの取り組みでございますが、住宅改修事業を初め、相談支援事業、施設サービスのほかに就労継続支援B型事業所や訪問系サービス事業所等による生活全般の支援を実施することにより、障害者の日中活動の場の確保と在宅サービスの充実に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、こうした事業の実施により、障害をお持ちの方もそうでない方も地域で心豊かに安心して暮らせる優しいまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、⑤H I V感染者に対する差別についてお答えいたします。

まず、エイズ感染者に対する正しい認識を推進するための教育、啓発につきましては、高知県等と連携を図りながら、ポスターやチラシを掲示することにより、保健所において実施する無料かつ匿名による検査や相談事業の紹介などを行っております。

次に、医療ミスや薬害によって感染した人たちに対する差別についてであります。感染者本人に原因があるものではなく、人為的な医療ミス等の影響を受け薬害の被害となったものであり、決して差別や偏見があってはならないものであります。感染症患者に対する偏見や差別意識は、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果生まれているのではないかと考えております。今後におきましても、感染症患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消に向け、正しい知識の教育、普及啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 林竹松君の2回目の質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 2回目の質問をいたします。

今長時間割いていただき、市長の答弁を聞きました。私が意図するところは、植田市長は、年を明けるとすぐに全国の同和地区を抱えておる自治体、人口の20%以上抱えておる自治体の会長になられる市長であります、年を明けるとね。そういう意味合いもあって、少しは知識、認識を身につけておかなければならないという意味合いのもとであえて質問をしたわけですので、気を悪くしないように聞いていただきたいと思います。そして、我々いつも口に出して言っていることは、同和地区とか部落とかはなくなっても、いわれなき差別がなくなってくれることを願っておるわけです。どうすればその差別が、部落差別というものがなくなるのかっていうことでもあります。その点、どうか理解をしていただきたいと思います。そして、これまで室戸市議会が決議や意見を提出してきたことについて若干述べてみますと、昭和40年9月定例会におきましては、同和対策の充実強化に関する意見書、そして昭和63年6月の定例会に人権に関する宣言決議、平成5年9月定例会には人権擁護都市宣言に関する決議、平成17年3月定例会、人権救済に関する法律の早期制定を求める意見書、平成27年には6月の定例会でヘイトスピーチのいわゆる増悪表現に反対し根絶を求める意見書というものが決議や意見書としてこれまで議会も取り組んでいっております。そのことを考えてみたときに、やはり室戸市の市議会で決議されたこと、意見書を提出されたということの、私は重みがそこにあると思うんです。我々議員として、市民に選ばれた代表であって、その代表の機関である室戸市議会で決議されたこと、それはこれからも継承されるべきであるし、そしてそのことを重んじて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そして、21世紀は、人権の世紀と言われております。しかし、ほど遠い感があるわけでありまして、昭和44年から同和対策事業が始まりました。世界人権宣言から70年、室戸市の人権擁護都市宣言に関する決議が平成5年9月30日から25年長きにわたり取り組まれてきましたが、部落差別をなくするために、何ら効果

をもたらさなかった最大の原因は何であったのかという反省点になると思いますけども、現代においてもなお厳しい部落差別が残されておるのはなぜなのか、これは先ほども市長の答弁の中に若干ありましたけども、100%植田市長の考えとかということではないと思いますね。やはり、新しい市長ですから。そして、先ほど市長も述べましたように、日本は先進国の仲間入りをして久しいわけでありますが、人権については後進国として世界の各国から非難をされておりますが、どうしてなのか、どうして非難をされておるのか、わかる範囲内で答弁をしていただきたいと思います。

そして次には、日本国憲法には、基本的人権が保障されております。市長も答弁されました。その条項を示して説明されて、なぜ憲法が守られていないか、お聞きをしたいと思います。基本的人権については、市長も答弁がありました。どうして憲法が守られていないかということについて説明を求めたいと思います。

今後、どのようにして憲法を守り、差別のない世の中をつくり出していくのか、お聞きをいたします。

部落差別には、先ほど市長も述べました、心理的差別と実態的差別があると言われております。心理的差別と実態的差別の因果関係を説明をされたいと思います。

次に、心理的差別とは何か、実態的差別とは何か、これらについてどのように差別は残されておるのか、現状と課題と対策について明らかにしていただきたいと思います。先ほど市長のほうからも若干触れられておりますが、もう少し掘り下げたところの答弁を求めておきたいと思っております。

次に、室戸市の出先機関として、同和問題や人権問題、部落差別をなくするための隣保館が設置されております。そして、交付金や補助金によって運営されております。地域のコミュニティーセンターとして、一番大事な部署として位置づけられております。その館への職員の配置について誤りがあるように思います。館長の不在や一部職員のパートタイマーなどで運営されております。一番大事な部署である職場のあり方で、同和問題や人権問題、部落差別問題を解決するにはほど遠い感がありますが、私はこのような人員配置については、行政差別と受け取っております。今後の職員の配置について見直すべきと考えますが、新しい市長の考え方を示していただきたいと思います。後ほど述べますが、新しい法律の中には、きちっと相談体制の部署については充実をしなければならないという法律の定めがありますので、ぜひ新しい年度に向けての取り組みをしていただきたいと思います。

今、室戸市の税収については、同和地区漁民のサンゴ漁の水揚げによって補われておりますが、けれどもワシントン条約、市長も御存じと思いますが、より規制がかかっております。資源の枯渇化を防ぐために、一方ではサンゴ採取ともう一方では資源を守るために増養殖について、試験的ではありますが本年度初めて関係者の協力のもと実施されました。その成果によっては、継続し、ワシントン条約の規制や指導に応えるべきであります。今後においても、

その予算措置について前向きに、いわゆる新しい市長には取り組んでいただきたいと思いますので、この件については具体的にどう考え、どうするのか、答弁を求めておきたいと思いません。

次に、室戸市の同和地域の人たちは、建築業や土木業に従事している人たちが圧倒的に多いわけであります。そして、室戸の経済を支えております。今後においても、公共事業をより多く取り入れ、地域住民の安定した生活が送れるようにすべきであります。関係している業者の育成を図るべきと考えます。この件についても明確な答弁を求めておきたいと思いません。

次に、先ほど若干市長のほうからも述べていただきましたが、部落差別にはどうしても結婚差別や就職差別がついて回ります。その就職差別について若干お聞きしますけれども、本人に責任のないこととして、国籍や本籍に関する事、次は家族構成や家族の職業、学歴、収入、健康など、住宅の間取りや種類、近隣の施設など、本来自由であるべきこととして宗教に関する事、支持政党に関する事、購買新聞、雑誌、愛読書などに関する事、そして男女雇用機会均等法に違反しているということにつきまして、女性のみ結婚、出産後も働く意思を質問したり、そして男性または女性のみ残業、休日出勤、転勤が可能かというような質問、そして戸籍謄本の提出を求める事、身元調査を行う事、次は理由の説明もなく、一律に健康診断を実施すること、これらがどうして就職差別につながるのか、1項目1項目、時間のある限りあなたのひとつ考えを示していただきたいと思います。

次に、平成28年部落差別解消推進法について若干お聞きをいたしました。説明もありましたけれども、第1条から第2条、ずっとあります。ここで私がお聞きしたいことは、第2条には、やはり部落差別解消推進法は、職員の研修や市民への啓発にもっともっと力を注ぐべきではないのか、これらについての対策をどのようにするのか。

そして次には、第3条においては、先ほども市長から詳しく答弁もありましたが、室戸市にはどのような差別の実態があるのかということでもあります。これもお聞きをしておきたいと思いません。

そして次には、第4条関係では、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとするということではっきりと書き切っておりますね。私が言いたいことは、先ほども言わせていただきましたが、各市民館への職員の配置、館長がいないとこ、それからパートタイマーで運用されているところ、私は一番大事な部署であるというふうはこの法律にも定めておりますので、やはりもっと新しい市長となって、この問題を充実させていかなければならないのじゃないかというふうを考えておりますので、あわせて説明を求めておきたいと思いません。

そして次には、第6条関係では、同和地区や部落と言われるところの実態調査、これは国からいつごろ実施せよ、どういう形で実施せよというような連絡があるのか、いつごろぐらいになるのか、それがわかればひとつ説明をしていただきたいと思います。

そして次に、答弁もありましたが、この室戸市の人権尊重の社会づくり条例、この理念ではっきりと書かれておることは、同和問題を初め、女性、子供、高齢者、障害者、H I V感染者、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在しているということを認めておるわけですね。それらが今市長が答弁したように、いまだに解決されていないというその最大の原因を、ひとつあなたのわかる範囲内で答弁をしていただきたいと思います。

まだほかにたくさんありますけども、この辺にとどめておきたいと思います。

○議長（濱口太作君） 意見調整のため並びに昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 林議員さんの2回目の質問についてお答えさせていただきます。

1点目のなぜ部落差別はなくなるのかにつきましては、先ほども申し上げましたが、日本の歴史的過程でつくり出された身分制度が、明治5年の解放令以降も誤った知識や偏見により差別の対象として残されていることはあってはならないことであり、こうした同和問題の解決のため、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、2点目の室戸市議会の意見書や宣言の取り組みについてでございますが、こうした意見書や宣言につきましては、大変重要なものでありますので重く受けとめ、しっかりと継承していかなければならないと考えております。

次に、3点目の21世紀は人権の世紀と言われ、本年2018年は世界人権宣言70周年と言われるが、部落差別がいまだなくなる最大の原因は何かについてであります。やはり誤った知識や偏見などが残っていることが最大の原因ではないかと考えるところでございます。部落差別は、日本社会の歴史的過程において形成された身分階級構想に基づく差別であり、憲法で保障された基本的人権を侵害するものであり、あってはならないものであります。

次に、4点目、日本がなぜ人権後進国と呼ばれているのかについてでございますが、やはりいまだ誤った知識や偏見による部落差別や古くからある性別分業意識が強いこと等が理由に挙げられると考えております。

次に、5点目の日本国憲法についてであります。

憲法第11条では、国民は全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。第14条で、全て国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないとあります。憲法は、私たち日本人の守るべき法の根源であります。行政の施策は、憲法を尊重し、その趣旨に沿ったものでなければなりません。同和問題を人権問題として捉え、同和問題の解決に向けて取り組むこと

が行政のあり方だと思っております。

6点目、心理的差別、実態的差別についてであります。

心理的差別とは、心の中の差別であり、その具体的な対応は、就職差別や結婚差別であります。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことであり、劣悪な生活環境や高位の生活保護率や低い教育文化水準などを示します。そしてこの2つの差別の因果関係ではありますが、実態的差別と心理的差別は、それぞれにつながる相互関係があると考えております。

次に、市民館の相談体制の充実に関してでございます。

部落差別解消推進法第4条では、相談体制の充実について規定されているところでありますので、今後室戸市財政運営計画を踏まえつつ、県とも協議しながら検討してまいります。

次に、サンゴの資源保護についての御質問がありました。

林議員さん御案内のとおり、高知県内や室戸市では、古くから宝石サンゴ漁が行われており、特に室戸産のアカサンゴは、その品質の高さから近年高価で取引をされ、管内漁獲高の多くを占める重要な資源となっております。

一方で、資源の枯渇問題、とりわけワシントン条約において、海洋資源の保護、保全の観点による宝石サンゴの国際通商規制が議論されている昨今におきまして、資源保護の対策が必要となっております。そうした背景から、高知県漁協や宿毛湾漁協、羽根町漁協などの漁協やサンゴ船船主組合等で組織されました高知県サンゴ漁業連絡協議会及び日本珊瑚商工協同組合により組織されました宝石珊瑚保護育成協議会と、大月町にございます黒潮生物研究所により、サンゴの増殖研究やサンゴ魚礁の設置事業が行われております。本市におきましても、本年春先から市内漁協や漁師さんの協力により水揚げされたサンゴの生きた枝を順次提供いただき、一旦陸上で飼育、7月に魚礁に固定し、本市沖に無事設置をしていただいております。御案内のとおり、宝石サンゴの成長は極めて遅く、息の長い対策とはなりますが、市といたしましては、前段申し上げました資源保護の観点からも、引き続き協力や支援をしてまいりたいと考えております。

次に、公共事業への取り組みについてでございます。

本市の公共事業は、ここ数年、防災対策事業の増や道路改良事業、橋梁整備事業などへの取り組みに伴い、普通建設事業費は増加傾向で推移しているところでございます。今後におきましても、市の財政状況も見きわめながら、市内業者育成の観点からも、必要な事業につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、10点目の就職差別についてでございます。

国籍や本籍に関すること、家族構成や家族の職業、学歴、収入、健康など住宅の間取りや種類、近隣の施設など、就職の際に聞くことは、本人に責任のないことであるので、公正な採用選考に反していると言えます。また、宗教に関すること、支持政党に関すること、購読新聞、

雑誌、愛読書などに関することなどを尋ねることも、本来本人の自由であるべきことなので、公正とは言えませんし、女性にのみ結婚、出産後も働くことの意味を質問することや男性、または女性にのみ残業、休日出勤、転勤が可能か質問したり、戸籍抄本の提出を求めること、身元調査を行うこと、理由の説明もなく一律に健康診断を実施したりすることも就職差別につながるおそれがあるため、不適切であると考えております。

次に、研修の充実についてでございます。

今後においても、職員研修等において、あらゆる人権問題について取り組んでいきます。

市民館職員体制につきましては、先ほど申し上げましたように、今後室戸市財政運営計画を踏まえ、県とも協議しながら検討してまいります。

次に、実態調査についてであります。時期は示されていませんが、さきに申し上げましたように、国や県の動向を注視するとともに、情報収集に努め取り組んでまいります。

次に、室戸市人権尊重の社会づくり条例、理念に対し、解決しない原因は何かについてありますが、繰り返しになりますが、誤った知識や偏見であると認識しますので、解決に向けてしっかり取り組んでいきます。

今後とも同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて、積極的に取り組み、差別のない人権が尊重される社会づくりに努めてまいります。

2回目の答弁は以上でございますが、質問に対して行き来した点がありますことおわび申し上げます。2回目の答弁にかえさせていただきます。

○議長（濱口太作君） 意見調整のため、20分間休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 林議員さんの2回目の質問の御指摘、ぬかっておりました点につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。3点の御指摘をいただいております。3つにつきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の人権問題におけます具体的な施策についてという御指摘がございました。この問題は、御案内のとおりでありますけれども、同和問題を初めとします女性の人権、子供の人権、高齢者の人権、障害者の人権、さまざまな人権の6つのテーマにまとめられております室戸市人権施策基本方針に基づく室戸市人権施策推進計画に位置づけされております事業を的確に積極的に取り組んでまいります。

2点目に、外国人の雇用につきまして御指摘をいただきました。御案内のとおりでありますけれども、議員御案内のとおり、高知県では、カツオ漁やマグロはえ縄漁業等につきまして、インドネシアからの漁業実習生を受け入れ、陸上及び洋上研修を行っているところでございま

す。議員御提案の定置網等への拡大につきましては、今後受け入れ団体等とも協議を持ちながら検討を進めてまいりたいと思います。

3点目の市民館への職員のことに関してであります。御答弁させていただきましても、今後、職員定数及び室戸市財政運営計画を踏まえて、林議員さんの御意見もあわせ検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） これをもって林竹松君の質問を終結いたします。

次に、小椋利廣君の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。平成30年12月第7回室戸市議会定例会におきまして、植田市政最初の議会で、市民を代表して通告に基づき一般質問を行います。

1番、市長の政治姿勢について。

(1)市長選挙で掲げてきた公約の実行についてお聞きをしたいと思います。

①新市政への抱負についてお聞きをいたします。

これから以下1から6までは、基本的な考え方を今議会で所信表明をされておりますけれども、植田市政最初の議会であり、市民の皆様方にも広くわかりやすく説明をお願いいたしたいと思っておりますので、お聞きをいたします。

今回の室戸市長選挙は、昭和34年の室戸市制始まって以来、初めて4人の候補者による戦いがありまして、投票率は66.27%と高く、植田壯一郎新市長さんが3,303票で2番手の萩野候補に1,236票と大差をつけて、厳しく激しかった選挙戦で見事に当選をされまして、本当にどうもおめでとうございます。今、室戸市は、世帯数が7,473世帯、人口は1万3,451人で、1年間に約400人前後の人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、45年後の室戸市の将来人口は、約2,782人まで減少すると推計をされております。市民から寄せられております意見では、産業の振興による若者たちの雇用の場の創出や基幹産業である漁業の低迷、少子・高齢化による人口の減少、若者層を中心とした人口の流出などで高齢化率も約50%となり、高齢者福祉の充実や室戸病院がなくなったことによる医療体制の充実、財政の健全化や近い将来必ず起きると言われております南海トラフ巨大地震での命を守る防災対策等々、いろいろな多くの課題が山積をされていると言われております。厳しい人口減少の中で、今後の市政運営がスムーズに続いていくか心配をされるところでありますが、多くの課題の解決に向けて、また市民の安全・安心のために頑張って市政運営に取り組んでいただきたいと思います。植田壯一郎さん、新市長として、今後4年間の室戸市の市政運営をどのように進めていくのか、抱負についてお聞きをいたしたいと思っております。

②命を守る、室戸を創るという具体的な方針についてお聞きをいたします。

今回の選挙戦では、室戸市民の命を守る、室戸を創ると公約をされておりますけれども、具体的な取り組み方や方法や方針について、いつまでにどのような方法で命を守る、室戸を創るのか、お聞きをいたしたいと思っております。詳しく説明をお願いをいたしたいと思っております。



③室戸出身者が戻れる室戸を創る構想についてお聞きをいたします。

植田壯一郎新市長さんの基本政策では、室戸市出身者が帰ってきたくなる室戸、戻れる室戸の基盤整備に取り組むとされておりますが、取り組む内容と方法や方針について、市民にもわかりやすく具体的に説明をお願いをいたしたいと思っております。

また、市長の任期中4年間で何人ぐらいがこの室戸市に帰ってきて、地域経済の活性化に大きく貢献をされていくか想定をされているのか、お聞きをいたします。

④信頼の政治力についてお聞きをいたします。

今回の選挙戦では、信頼の政治力と掲げており、植田壯一郎新市長さんは市会議員を2期、県会議員を5期20年というすばらしい政治経験と室戸市民に知れ渡る植田壯一郎という抜群の知名度で見事に当選をされました。7年前の県会議員選挙では、現職の弘田兼一県会議員に敗れて、厳しい下積み生活の中で、今回室戸市長に見事当選をされましたが、7年前の県会議員の選挙戦で敗北をしたことによる弘田県会議員との確執は残っておりませんか、お聞きをいたしたいと思っております。

今後、室戸市長として室戸市政を運営をしていくには、地元選出の弘田県会議員と植田市長が強力な関係プレーで高知県庁や国や各方面に陳情を行い、予算の獲得や室戸市勢の発展に取り組んでいかなければ室戸市にとっては大きな損失になると私は考えておりますが、取り組み姿勢についてお聞きをいたしたいと思っております。

植田壯一郎新市長さんは、県会議員を5期20年間政治の場で活躍をされてきておりますので、私たちがこのようなことをお聞きをしなくても、室戸市の発展のためには一番よく認識をされていると思っておりますが、選挙戦の標語にも載せております信頼の政治力について、また弘田県会議員との連携政策について新市長としての取り組み方と市政振興についてお聞きをいたしたいと思っております。

⑤核となる病院の整備充実についてお聞きをいたします。

今回の選挙では、4人の候補者とも病院の整備充実が大きな争点であったと思っております。多くの室戸市民は、室戸病院を自分たちの主治医として親しみ、一番身近に感じてきましたが、残念ながら室戸病院がなくなったことにより、医療体制が大きく崩壊し、遠くは県立あき総合病院や高知市内の病院への通院を余儀なくされております。車に乗らない高齢者は、バスで市外の病院に通院をしなければなりませんので、非常に不安で、今後の健康状態が懸念をされております。室戸市内の各診療所の先生方も高齢になってきており、今後の医療体制が非常に心配をされているところであります。今回の選挙で植田新市長さんは、民間の医療機関と連携をし、一般病床を持った核となる病院を整備をする、スピード感を持って進めると報道をされております。一般病床を持った核となる病院の整備について、場所はどこになるのか、どのような病院をいつまでに整備をするのか、すばらしい病床を持った核となる病院整備の実現は、一刻も猶予がないと思っておりますが、明確な答弁をお願いをいたします。

⑥南海トラフ巨大地震の防災対策についてお聞きをいたします。

太平洋沖南海トラフ沿いの広い震源域で、東海地震、東南海地震、南海地震が連動して起きるとマグニチュード9クラスの巨大地震の発生確率が上昇し、今後30年以内には、70%以上の確率で発生をすると報道されております。室戸市の沿岸には、最速3分で津波が到達し、足元をすくわれて避難が困難となるタイムリミットの30センチの浸水までは30分以内、この市役所付近は、発生後30分ぐらいで4.5メートルぐらいの高さの津波が押し寄せてくる。室戸市内では、最大24メートルの津波が押し寄せてくると予測をされております。高知県は、人類史上最大級の災害にも備えなければならない。本県を取り巻く客観的情勢は非常に厳しいと報道されており、また平成30年9月6日の北海道胆振東部地震では、大規模な土砂崩れで多数の犠牲者が出ており、我が室戸市も海岸線は約53キロメートル、陸地では面積の80%以上が山林であり、海からの津波と山からの山津波による厳しい現状が予測をされるのではないかと心配をいたしております。防災対策につきましては、今までにも取り組んできておりますけれども、順次整備が進んでおりますが、まだまだ十分であるとは言えません。高齢化率も50%となり、避難をするにも厳しい状況が想定をされる中で、選挙戦での植田壯一郎新市長さんの基本政策では、命を守る、室戸を創ると言われております。防災対策における室戸市民の命を守る基本構想をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、その構想はいつまでに完結をするのか、あわせてお聞きをいたします。

(2)室戸市を立て直す構想についてお聞きをいたします。

少子・高齢化による人口の減少が続いている中で、地域産業の弱体化や医療機関の崩壊、そして若者の市外への流出等々、希望に満ちあふれた明るい話題がありません。植田新市長さんは、選挙戦で地域医療の充実や国道55号にかわる防災面でも代替えとなる山間部への道路整備や出身者が戻れる室戸市の構想や人口の減少による税収の減少、行財政改革の断行等々、いろいろな構想が言われており、応援をしてくれた人もそうでない人も一緒になって室戸を発展をさせていくといろいろなことへの期待感が発表されております。人脈と経験を生かすと言われておりますけれども、厳しい状況下にある室戸市を立て直す構想をどのように描いているのか、お聞きをいたしたいと思っております。詳しく説明をお願いをいたしたいと思っております。

(3)森林経営管理法についてお聞きをいたします。

民有林の崩壊防止を目指し、森林経営管理法が平成31年4月から施行されることになりました。適切な手入れがされていない山林を市町村が山主から預かり、民間業者に経営を任せることができるとされております。国内の森林は、人工林が大きく育ち、木材自給率も上昇し、平成28年度は34.8%と森林を環境的に利用していく時代に入ってきたと言われております。室戸市の面積は248.18平方キロメートルで、面積の約8割以上が山林であり、戦後や高度経済成長期に植栽をされた杉やヒノキの人工林が、利用可能な森林に増加をしてきたとも言われております。森林の所有者は、小規模分散型で、所有者の世代交代等により、所有者不明や境界線や

地番や地籍が確定されていない、また共有物件についても、少人数から大人数まで、相続関係の登記がされていない等々のいろいろな事案があり、森林の管理に多くの労力が必要になる事態が発生をいたしております。森林の適切な管理により、地球温暖化や土砂災害対策が可能で、未整備林や所有者不明の森林の問題を解決できるのがこの森林経営管理法であると言われております。森林を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を図るとされております。経営管理が行われていない森林につきましては、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探す、また林業経営に適さない森林は、市町村が管理ができていけると規定をされております。このような内容で、森林経営管理法が平成31年4月から施行されますが、我が室戸市も面積の8割以上が山林であり、地籍調査による山林の境界線や面積の確定、相続関係の調査等々を行う予定はあるのか、8割以上が山林である当市では、森林経営管理法にどのように取り組んでいくのか、取り組み姿勢と今後森林経営管理法をどのように生かしていくのか、お聞きをいたしたいと思っております。

(4) 固定資産税の見直しについてお聞きをいたします。

固定資産税評価額とは、固定資産税を賦課するための基準となる評価額であり、固定資産税とは市町村が毎年1月1日現在の土地、家屋等固定資産の所有者に対し課税をする税金であります。国は、適正な地価形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価額について、相互の均衡と適正化を図れるよう努めることと規定をされております。室戸市が作成をしました室戸市津波防災マップが、平成27年3月に発効されており、この津波防災マップは、南海トラフ巨大地震による揺れと津波の対策をイメージをし、最大クラスと思われる地震・津波を想定して作成をされたものであると思っております。このマップでは、浸水深さがゼロメートルから20メートルまで、また20メートル以上の9段階に津波浸水区域が想定をされております。室戸市の地形は逆三角形で、海岸線を国道55号が約53キロメートルにも及び、国道55号の周辺に民家が集中をして建設をされており、市街化が形成をされております。近い将来必ず起きると言われております南海トラフ巨大地震に対する室戸市津波防災マップが作成されてから、津波浸水区域内から浸水区域外へ移転をする新たな現象が起きており、室戸市の地域経済が活性化につながっていると考えております。津波防災マップを見ますと、海岸線の53キロメートルは、ゼロメートルから高さ24メートルまでの津波浸水区域が示されており、浸水区域内にある民家の方々は、非常に不安な日々を過ごしているとお聞きをいたしております。移転するには多額の経費がかかり、特に高齢者の方々は、移転をするには非常に厳しい状況があると思っております。高齢化率も50%となり、高齢者対策もいろいろな方法で取り組みをされておりますが、室戸市が津波防災マップを作成したことによりまして、浸水区域内と浸水区域外が鮮明に分かれており、津波浸水区域内の土地や家は、売りにくくても買い

手がないのが現状であります。南海トラフ巨大地震を想定して、津波防災マップを作成したことにより、厳しい線引きができておりますので、津波浸水区域内と区域外の土地は、一括的な評価額ではなく、公的な土地評価について相互の均衡と適正化が図られるように、津波浸水区域内の固定資産税を安く分離をして評価額を再検討すべきであると考えますが、新市長さんの取り組み姿勢についてお聞きをいたしたいと思えます。

これで、第1回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

初めに、お祝いや御激励のお言葉にお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1、市長の政治姿勢について、(1)市長選挙で掲げた公約の実行についての①市政運営の抱負についてであります。

小椋議員さんが御指摘された課題だけを見ても、今室戸市は危急存亡だと言っても過言でない状況であります。しかし、その傍ら、定置網漁業や台地農業、海洋深層水や土佐備長炭など特徴ある室戸ならではの産業や資源は、無限の可能性を秘めたお宝であると考えております。こうしたお宝を生かして、元気で魅力ある室戸を必ずつくることができると確信をして挑戦をした戦いでした。公約として掲げた政策を一つ一つ確実に実現できるよう、対話と実行の基本姿勢を貫き、市議会はもとより、市民の皆様の御協力のいただけるよう、地域や現場に足を運ぶなど、市民とともに取り組む市政の運営を心に決めております。輝く市民と豊かな資源を生かして、誰もが暮らしてみたくなる室戸の創造を目指して、市職員と一体となって取り組み、市民の負託に必ず応えられるよう、全力で頑張るとするのが私の抱負であります。

次に、②命を守る、室戸を創る、具体的な方針についてであります。

命を守るの具体政策は、市民の安心できる病院の整備など地域医療の充実強化と実践に役立つ防災訓練や備えの強化など防災対策の強化を二本柱として、介護支援はもとより、健康づくりや予防対策、さらには防犯や交通安全対策など、市民の命と生活を守るための施策を推進してまいります。

また、室戸を創るの具体的施策は、やむなく市外に出られておる室戸市出身者が、一人でも多く戻ってきたい魅力のあるまちづくりと働く場所の確保や居住環境の整備など、室戸に戻ることのできる基盤整備を推進してまいります。この取り組みは、市外に出ておられる方々やその御家族の皆様方の御意見もいただきながら、その問題解決に取り組むことで、一人でも多くの出身者が戻れる室戸をつくってまいります。こうした取り組みは、市外に出ようとする市民の流出抑止対策にもなりますし、観光客等にもより魅力的なまちづくりとなってまいります。

あわせて、いつまでにとのお尋ねでございますが、病院問題や防災対策など待ったなしの施策は、既にその取り組みを始め、この一、二年で1段階のめどを立てたいと考えておりますが、医療問題や防災対策、まちづくりにも終点はありません。常に新たな問題への対応が必要とされる課題であると考えております。

また、どのような方法でとのお尋ねであります。政策を実現できる力は、行政のエキスパートである市の職員の手腕と新たに募集予定の地域おこし協力隊、関西圏域に創設予定の室戸応援団、そして私自身の政治経験や人脈等大学や企業、国や県等の御支援をいただきながら、待ったなしの重要な施策から実現させていきたいと考えております。

次に、③室戸出身者が戻れる室戸を創る構想についてであります。

室戸出身者が戻ってこられる基盤整備につきましては、働く場所の確保や居住環境、教育環境の充実や日常生活の利便性向上対策など、さまざまな課題の解決に取り組んでまいります。

まず、雇用対策では、室戸で頑張る事業所のトップセールスに取り組み、地元産業の振興による雇用増大対策を推進します。あわせて、ふるさと納税の取り組みを強化し、新たな商品の開発や働く場の拡大につなげていきたいと考えております。

また、魅力あるまちづくりのため、室戸ユネスコ世界ジオパーク子どもサミットの開催や世界一健康づくりが楽しい室戸を宣言できるよう取り組んでまいります。

情報通信基盤の充実強化は、医療や防災面などはもとより、ネットビジネスの普及推進やWi-Fiエリアの拡大など、若者や観光客にも楽しんでもらえるよう取り組みを進めてまいります。

移動手段の確保対策は、重要な課題であり、住民ニーズなどの把握を行うとともに、地域住民、交通事業者などとの協議の場を設け、通院バスなどと利便性の高い住民目線に立った取り組みを進めてまいります。

産業振興対策では、農林水産業などのブラッシュアップを図るとともに、観光産業とのリンクや新たな商品開発など、ネットビジネスも視野に入れた取り組みを推進してまいります。

また、高齢者対策では、より安全で安心できる生活環境の整備や生きがい対策の向上に取り組んでまいります。

少子化対策では、出会いの機会の創出や結婚、出産及び教育、医療費の支援など、室戸市で子育てがしたくなるような環境を目指して推進してまいりたいと考えております。

ジオパークの取り組みについては、室戸世界ジオパークセンターのリニューアルやネットワークを生かしたグローバルな地域振興策に取り組み、国際社会に室戸から打って出る取り組みを推進します。

また、道路網の整備については、災害時の被害などの実情を国や県に訴え、国道保全対策の強化はもとより、代替道路の整備促進を要望してまいります。あわせて、市民生活に密着した市道や橋梁の整備にも取り組んでまいります。

空き家対策については、空家等対策計画の見直しや支援強化に取り組み、空き家活用による地域おこしプロジェクトを具体化していきたいと思っております。

また、京阪神圏との交流促進を図るため、100人規模の室戸応援団を京阪神圏内に結成したいと考えております。そして、こうした取り組みにより、できるだけ多くの方々に室戸に帰ってきていただきたいと考えているところであります。

次に、④信頼の政治力についてであります。

初めに、弘田県議さんとの確執とのことでありますが、そういったものはございません。県議とは、ともに室戸市勢を発展させるといった思いは同じであると考えますので、国や県に対する要望活動など、さまざまな場面において連携をしていきたいと思っております。また、連携政策という点につきましては、お互い情報交換しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、⑤核となる病院の整備充実についてであります。

市内での一般病床の確保対策、診療所がない地域や今後なくなることが予想される地域の問題、高齢者の通院を踏まえた移動支援対策など、本市の地域医療に係る課題の解決は、喫緊に取り組まなければならない最重要施策であると認識をしております。小椋議員さん御質問の一般病床を持った核となる病院の整備についてであります。一般病床の整備に当たっては、医師や看護師など医療従事者の確保とともに、施設整備等も必要となりますので、今後の具体的な方針や市の支援対策等について、現在関係者と協議を進めているところであります。地域医療におきましては、救急医療への対策、室戸岬診療所への常勤医師の確保や介護支援事業と連携した医療環境の整備などさまざまな課題がありますことから、速やかに私をトップとして、副市長、関係職員で組織する医療対策に実践的に取り組むチームを立ち上げ、現在策定中の地域医療計画との整合性を図りながら、庁内一丸となって医師確保、看護師確保など課題の解決に取り組むことといたしました。今後につきましては、今議会開会日の産業厚生委員会委員長報告も踏まえ、地域医療における課題について議会や市民の方々、関係者の皆様と一体となって、市民が安心できる医療体制の充実強化を最優先に、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、⑥南海トラフ巨大地震の防災対策についてであります。

命を守るの防災対策につきましては、前段でもお答えいたしました。実践的な防災対策といたしまして、避難タワーの利活用や健康増進を兼ねた避難路や避難場所の維持管理等により、避難場所になれ親しむことで、発災時の迅速な避難行動につなげること、また訓練のための訓練とならないよう、例えば夜間の避難訓練や避難場所で実際に避難体験をしていただくなど、いつ災害が起こっても対応できるような実践的な取り組みを進めてまいります。

また、避難行動要支援者の避難対策といたしまして、早目の避難の呼びかけや地域全体での避難方法の確認や体制づくりを推進していきたいと考えております。このことは、地域全体の防災力を大きく向上させる取り組みであると考えております。

住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去につきましても、住民の命を守るため、また安全な避難路の確保のためには、重要な取り組みだと考えておりますので、呼びかけの強化や要望にお応えできるよう、しっかりと支援をまいります。

防災行政無線につきましては、電話応答サービスのさらなる周知や聞こえづらいついた地域においては、調査確認の上、戸別受信機などによる対応を速やかに行ってまいります。また、あわせて、光ネットや携帯電話を活用した放送内容を配信するサービスの導入についても検討を進め、難聴対策に取り組んでまいります。

ハード整備事業につきましては、南海トラフ巨大地震の発生時には、道路の寸断による集落の孤立化が予想されますので、引き続き備蓄品の分散化を進めるとともに、ヘリポートにつきましては、平成31年度より用地問題など解決した地域から整備に取り組みたいと考えております。

また、国道55号につきましては、台風などの越波に伴う通行どめもたびたび発生していることから、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時には、多くの箇所で行きどめとなることが予想され、機能強化及び代替道路の必要性が高まっております。そのため、国道の機能強化について要望を行うとともに、山間部の農道や林道等を活用した代替道路の調査を進め、国・県に整備を強く要望してまいります。

あわせて、港湾についても、施設の耐震化や被災時における支援物資などの輸送船が入港可能になる港湾施設の整備を要望してまいりたいと思います。

これらの防災対策につきましては、常に社会状況や環境の変化等に応じた対策を行っていくことが必要であり、これで万全といったものではないと考えておりますので、継続的な取り組みが必要であると考えております。いずれにいたしましても、いつ起こるかわからない災害に備えて、待ったなしで取り組んでまいります。

次に、(2)の室戸市を立て直す構想についてであります。

私は、室戸市の特徴ある産業や資源には、未知数の可能性が秘められていると考えております。その産業や資源をブラッシュアップして、魅力ある仕組みや仕掛けづくりに取り組み、観光事業の振興対策とあわせた室戸ならではの新しいビジネスプランを構築して、ニュース性の高い新たな事業展開を強力に推進してまいります。

また、空き家を生かした地域振興策の具現化は、室戸出身者が戻ってくることでできる居住環境の整備にもつながるとともに、国内外の観光客への魅力ある居住環境づくりの視点で整備を推進し、より多くの皆さんをお迎えできる室戸づくりを進めていく中で、起業や雇用といった対策にもつなげてまいりたいと考えております。

一方、世界一健康づくりの楽しいまちを宣言できる基盤整備にも取り組んでまいりますが、今全国の市町村が健康寿命の大切さや健康をテーマにした取り組みを盛んに行っており、健康インセンティブがスタンダードな時代とも言われています。そうした健康づくりを室戸では世

界で一番楽しく取り組めるまちとしてアピールすることは、集客力を一層高めることができる基盤整備にもつながると考えております。人口減少が顕著な本市におきましては、流入人口をもたらす施策が重要であるとの考えですが、こうした取り組みは人口の流出対策にもつながると考えております。人口は、経済に直結をしますので、より多くの方々に来てもらい、また暮らしてもらえるように、さまざまな魅力ある政策を持って、室戸の創造に取り組んでまいります。

医療の充実はもとより、防災や教育や産業など安全で快適なまちづくりを推進するに当たり、私の人脈、これは20年間県議会議員を務める中において培ったそれぞれの分野の先生や先輩、また同僚などではありますが、そうした皆様の御支援をいただきながら、国や県、また民間企業等の助成制度も積極的に活用しながら、市職員と一体となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、(3)の森林経営管理法についてであります。

小椋議員さん御案内のとおり、森林経営管理法につきましては、森林所有者の経営管理の責務を明確化するとともに、所有者みずからが経営管理できない森林については、市町村が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲や能力のある林業経営者へ委託を行い、一方、林業経営に適さない森林については、市町村が経営管理を行うといった内容で平成31年4月1日より施行されることとなっております。同法の施行に伴い、これまで未整備だった私有林が集約され、森林作業の効率化が図られることで森林経営の安定化が進むこと、また適切な森林整備が行われることによって、土砂災害の未然防止が図られることなどが期待されているところでございます。来年4月の法施行後には、森林所有者に対し、みずからが森林経営を行うかどうかの意向調査を開始することになりますが、森林境界が不明確なことや共有林も多いことなどから、所有者及びその相続関係者が相当な数となってまいりますので、境界確定作業及び所有者調査などの膨大な事務作業にどう対応していくかが課題となってくるのではないかと考えております。前段でも申し上げましたように、森林経営管理法を活用することで、これまで整備が行き届いていなかった森林の適切な管理が行われることから、大規模災害の未然防止につながるとともに、今まで有効活用ができていなかった森林資源の利活用による備長炭の原木確保対策など産業振興にもつなげていきたいと考えております。膨大となる事務作業を担当する職員や専門アドバイザーをいかに確保していくかなど、克服すべき課題が多くございますが、市といたしましても、来年施行される森林経営管理法を活用した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、(4)固定資産税の見直しについてでございます。

小椋議員さん御案内のとおり、固定資産税の課税に当たりましては、地方税法第403条第1項の規定により、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、固定資産の価格を決定することになっております。これは、固定資産の評価には、客観性、公平性が極めて重要であるこ



とから、評価を行う市町村が全国同一の基準を用いることによって、評価手法の全国的統一と市町村間の評価の均衡を確保するというものであります。また、土地基本法第16条では、相続税等評価や固定資産税評価などの公的 land 評価について相互の均衡と適正化が図られるよう努めることと規定をされており、平成6年度の評価がえから固定資産税評価は、地価公示価格の7割を目途とすることとされているところであります。こうした取り扱いの一元化を図ることにより、評価の均衡と信頼性が確保されるとともに、市町村間のばらつきをなくすことにより、過大な評価、または不均衡な評価が行われていないかなどについても判断がしやすくなります。この固定資産の評価につきましては、3年ごとの評価がえによる見直しを行うこととなっておりますが、平成9年の税制改正以降、地価の下落傾向が見られる場合は、評価がえの行われない年度であっても見直しを行うことができる特例措置がとられており、本市におきましても、高知県不動産鑑定士協会に委託し、市内全域の宅地を対象に毎年評価の見直しを行っているところでございます。評価の手法といたしましては、実際の取引事例をもとに、土地の形状や周辺の環境なども加味して評価がなされており、議員御質問の津波浸水予測区域や土砂災害警戒区域においても、高知県作成のマップをもとに、それらの条件を考慮した評価が行われておりますので、評価の均衡、適正化は担保されているものと考えております。今後とも、地方税法、その他の関係法令により、適正課税に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。2回目の質問をさせていただきます。

まず、2番の命を守る、室戸を創る、具体的な方針についてというところで、市民の安心・安全を守るには、病院の整備が一番であるというふうな答弁があったわけでございますけれども、この病院の整備についていろいろ今までも協議もされ、また質問もいろいろあったわけでございますが、具体的な病院の整備についてというところの話が全くない。ただ病院の整備をやるというだけで、いつまでにどのような方法で病院の整備をやることによって、命を守る具体的な方針が出ていけるのかというところをお聞きをしたいと思います。

それから、室戸を守る、基盤整備に取り組んでいくと、一、二年で目途を立てて取り組んでいくというふうな答弁があったわけでございますけれども、この一、二年でどのような具体的な目途が立てられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番の室戸出身者が帰れる室戸を創る構想についてというところで、移動手段については、通院バスの取り組みを行っていくと。通院バスの取り組みは、どのような方法でいつごろまでにこの通院バスがどこまで行けるようになるのか。例えば、室戸市内だけの通院バスになるのか、県立あき総合病院まで行けるような通院バスになるのか、そのところの細かいところの話がお聞きをしたいかなというふうに思います。

それから、④の信頼の政治力についてのところで、7年前の県会議員の選挙での確執はありませんかということで、弘田県会議員との確執は全く残っておりませんという話でございませ

たので、今後におきましては、大きく十分に連携をした上で、室戸市の発展のために大きく取り組んでいていただきたいというふうに考えております。

それから、⑤の核となる病院の整備充実についてというところでございますけれども、ここでは夜間診療や救急医療に取り組んでいくということの中で、一般病床の確保にも取り組んでいくのが今の喫緊の課題であるというふうに言われておりますが、一般病床もどのような形で病床がつくられていくのか、何床ぐらいを目途に検討されていくのか、それから具体的な方針を示していただきたいというふうに思います。

それから、⑥の南海トラフ巨大地震の防災対策についてでございますけれども、これ新たなまたいろいろ中央防災会議の見解が出されておまして、南海トラフ巨大地震で東西に長い震源域の半分ぐらいで地震が起きると、半割れケースの地震で、地震発生から約30分以内に30センチの津波が押し寄せる、沿岸では警戒期間を1週間程度予備避難をしなければならないというふうに中央防災会議のほうでは新たな見解が出されております。こういったことに、高知県の尾崎知事も厳しい状況にはなると思うけれども、対策はとっていかなければならないというふうに見解を示されております。室戸市としても、植田市長は南海トラフ巨大地震の半割れケースに対する1週間ぐらいの予備避難に対する防災・減災対策にはどのように取り組まれていくのか、お聞きをしたいと思います。

(2)番の室戸市を立て直す構想につきましては、産業や資源を掘り起こすということで室戸市の立て直しを図っていききたいというふうに言われておりましたけれども、この産業や資源というのは、どういったものに当てはまるのかというところをお聞きをしたいと思います。

それから、(3)の森林経営管理法についてでございますけれども、これもいろいろ取り組んでいくというふうなお話があったわけでございますけれども、これこういうふうに言われておまして、戦後、全国の山々には、大量に植えられた杉やヒノキの人工林、そして林業不況や管理者の不在などで手入れが途絶え荒れた未整備林がふえている。こうした状況の解決を目指して、森林経営管理法が制定をされたと言われておりますけれども、この森林経営管理法について今ここに県内の市町村の調査結果がありまして、その内容について話をしてみますと、森林経営管理法につきましては、非常に多岐にわたる調査や事案がたくさん残されている、境界線の立会やそれから面積の確定、それから地番がどこまであるのか、それから相続関係、それから共有については小から大まで、こういったことが多岐にわたっている、そういうことに対する森林経営管理法に対する調査結果が公表されておまして、その調査結果の内容で、全く不安はないというふうに答えられている自治体は大豊町と佐川町、それから余り不安はないと回答されているのは高知市、それから少し不安であるというふうに回答されているのが四万十市以下10市町村あります。それから、不安であるというふうに回答されちゅうのが室戸市以下19市町村ということになっております。この室戸市は、不安を一番抱えているという自治体に入っちゃうわけですがけれども、この森林経営管理法は、どうしても取り組んでいかないと

いうふうに私は考えておりますけれども、この森林経営管理法の取り組んでいく体制、例えば庁内体制をどうしていくのか、今の体制でやっていけるのかどうか、これ室戸市の面積の約85%ぐらいが森林でありますので、非常に多岐にわたるわけですね。単独の班とかというようなことではなかなか私は対応が難しいのではないかとというふうに考えておりますので、この庁内体制もどのような方法で取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思います。

これで2回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員さんの2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市民の安心な病院の整備が第一と言うが、具体的内容がないと、こういった御指摘についての御質問だったかと思えます。どう整備するのかということでもありますけれども、今の時点で私が申し上げることができるのは、室戸市内で頑張っていただいております民間の病院と室戸市と連携のできる病院を探して、その病院とタイアップをして取り組んでいきたいというのが基本的な考え方でございます。その病院につきましても、今後相手方もおいでのことでありますので、しっかり煮詰めのできた段階で議会のほうにも御相談をしながら進めていきたいということでございますので、一つは地元の病院との連携ということでございますので、御理解いただけたらというふうに思います。

2点目の防災基盤整備、どのようなめどを立てるのかということでもありますけれども、そのめどというのは、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、その都度重要な課題が発生しますので、今はとにかく実践に対して対応のできるような備えだとか訓練を徹底していきたいということで、市民意識の向上もあわせて、防災における意識の向上、そして実際に災害が起こったときに即対応のできるようなそれぞれの対策を市民意識として高めていけるようにまずは取り組んでいくことが大事じゃないかなと。一方では、津波避難タワーだとか避難艇なんかの要望もありますので、そんなこともあわせ、地域地域の要望を伺いながら対応していきたいと考えております。

3点目に、移動手段としての通院バス等について具体的にどのように取り組むのか詳細を答えてほしいという御質問でありましたけれども、今この移動手段というのは、私は実は選挙中に市民の皆さん方には、市内一円ぐるりんバスをとすることを公約として上げさせていただきました。その後まだ余り時間ありませんけれども、今までの過去の室戸市の取り組みや今の現状を聞かせていただく中で、まずは病院などへの通院といったことへの環境充実に取り組むことを先行しながら、将来は地域の方々の声も聞きながら、市内一円のバスといったことにも取り組めたらなという考えでありますけれども、今の時点で詳細のことをここで答弁できるほど煮詰まった物事になってない状況でございます。

それと、4点目に確執についてありましたけれども、これは連携をして取り組んでいただきたいということでございましたので、そうして取り組んでいくことを申し上げさせていただきます。

たいと思います。

それと、核となる病院の整備、一般入院の病床がどれぐらいの規模で何床ぐらいつくられるのかといったことのお話でございます。この物事につきましても、今相手となる病院との協議を進めているところでありまして、病院サイドのほうの捉え方、そしてまた市側の協力要請といったことが詰まっておりません。今の段階で何病床ということが答えられませんけれども、ひとまず診療所になりますと、一般病床19床ベッドでございます。20病床以上が病院というふうに言われますので、当面はその診療所的な数で対応していくということで進んでいかざるを得ないかなというような状況にあります。

次に、6点目でございます。

南海トラフ防災の中央防災会議の方針というか新たな見解、指示が出されたことへの対応といたことでありますけれども、喫緊のことでありまして、このことに対してどう取り組むのかといったことは、内部協議はまだできておりません。ですので、しっかりとそうした国の動き等も捉えて対応のできるよう対策を一層強化していきたいと思っております。

7点目として、産業あるいはまた資源を立て直すということでもありますけれども、産業とはあるいは資源とは、具体的にどういったことかというお話であります。これは1回目でも御答弁をさせていただきましたように、室戸の特徴ある産業、いわゆる定置網漁業、さらには台地農業、こういったことなにかが産業として例を挙げさせていただきました。資源については、海洋深層水や土佐備長炭、こうした資源、これから一層有効活用しながら、地域を興す資源として持ち出せるんじゃないかなという考え方を持っているところでございます。

次に、8番目の最後でありますけれども、森林経営管理法について御質問がありました。これは、県内市町村で不安な市町村が19ある中の一つに室戸市がなっているじゃないかと。多岐にわたっているいろんな問題があるのに、その体制の物事もあわせて室戸市はどう取り組むのかということでありまして、私が今回の所信表明でも申し上げましたように、積極的にこうした取り組みを進めていきたいと申し上げましたのは、県もそうでありますけれども、国の法施行によって、新たな高知県市町村の森林の整備が進められていくという方針が示されかけておりますので、そうした動きにおくれることのないような市の体制をつくりながら取り組んでいくべきではないかなという所信表明でありましたけれども、一番の問題はその体制の問題になろうかと思っております。今後は職員定数の問題、また財政的な問題も加味しながら、しっかり対応のできるような体制づくりを持って取り組めるよう頑張りたいと思っております。答弁は以上でございます。

○議長（濱口太作君） 小椋利廣君の3回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 小椋利廣。3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

2回目のときにちょっと抜かっておりましたので、この固定資産税の見直しについてお聞きをしたいと思っております。

これは、私は津波防災マップができたことによって、浸水区域と浸水区域外との大きな土地の利用形態、利用の頻度、利用の価値、これが大きく変わってきたというふうに考えております。今公共施設も消防の屯所や保育園、これらが高台にどんどん移転をしております。民間企業も高台に移転をいたしております。そしてまた、個人の住宅も浸水区域から区域外へ大きく新築移転をされているという状況の中で、この防災マップができたことによるその浸水区域内のこの土地については、非常に厳しい状況にあるというふうに私は考えております。例えば、植田市長さんは、個人的には浸水区域内にある空き地や立派な建物がある住宅を買いたいという思いはありますか。買いたいと。そしてまた……。

（「買いたい。解体ですか」と呼ぶ者あり）

**○4番（小椋利廣君）**（続） 取得。そういうことで、また市長として浸水区域内に公共施設を建設をしようとかという考えはありますでしょうか。こういうことをお聞きをしてみたいと思います。それで、そういった状況の中で、この浸水区域内と区域外との大きな土地の利用価値が私は全く変わってきたんじゃないかというふうに考えております。そして、この価値をどのように見るのかということ、これ固定資産税にある程度反映ができていけないのかなという思いで、固定資産税率は各自自治体で決めることができる部分があると思うがです。そういったことに浸水区域内の固定資産税をなるべく安く、例えば海岸線やったら、もうこの室戸市の浸水マップを見ると、高さ24メートルと言われておりますので、海岸線の地盤高が4メートルぐらいのところやったら20メートルは浸水をするということになるわけですので、そういったところへの対応はどういうふうに考えられていくのかということをお聞きをしたいと思いません。

これで3回目の質問は終わります。

**○議長（濱口太作君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 小椋議員さんの3回目の質問にお答えをさせていただきます。

1点目に固定資産税の評価についての御意見がありました。これは、1度目の答弁でもお答えをさせていただきましたように、基本的には高知県作成のマップをもとにして、それらの条件を考慮した評価が行われているということでございますので、評価の均衡、適正化は担保されているものと考えていると今はお答えさせていただきたいと思えます。

それと、浸水域にある空き家等の取得をする考えはあるかという御質問がありました。これにつきましては、私自身は取得をする考え方はありませんが、今の空き家が浸水区域であったものであっても活用できるものであれば手を加えて活用できるようにはしていきたいなという考え方を持っております。これは空き家対策についての物事でございます。

それと、公共施設等についての考えはどうかということですが、基本的にこれから津波でやられるような地域に新たな公共施設を整備するというのは、慎重に考えなければいけない問題じゃないかなというふうに考えております。

最後に、浸水域の対応をどう考えるのかといった御質問でありますけれども、抜本的な捉え方としては、すごく長いスパンでは高台に移転をしていくといったことを政策の中で考えながら取り組まないかん課題でありますけれども、今の時点でその地域にこうするといったことは対策しておりますような避難タワーの整備あるいは艇の導入みたいなことと実践に役立つ備えや訓練のあり方といったものについて対応していくといったところにあるというふうに考えておりますが、積極的にそうしたこともしっかりと議論をしながら、より市民の命を守る安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（濱口太作君） これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

健康管理のため、3時5分まで休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上山精雄君の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。通告に従い一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

先月に実施されました市長選挙におきましては、植田新市長が投票者の40%を超える支持を得てめでたく当選を果たされました。投票所に足を運ばれた多くの市民の方は、市長を選ぶに当たっては、各候補の後援会だよりなどのチラシに記載された政策公約を参考とし、希望を持って室戸市の将来を託し、1票を投じたものと思います。

そこで、市長にお聞きをいたします。

市長は、出馬の際の政策公約として、命を守る、出身者が戻れる室戸を創るをキャッチフレーズに、基本的な施策、任期4年間に取り組む目玉政策など、何点か公約としております。その中から何点かお聞きをいたします。

まず、1点目として、産業振興対策についてお聞きをいたします。

公約では、定置網漁業や台地農業、室戸海洋深層水や土佐備長炭など室戸の特徴ある産業の生産性向上及び支援事業に取り組み、それぞれの生産現場での体験や観光、食事やショッピングの楽しめる仕組みづくりや販路拡大の事業に取り組みとし、また海洋深層水や備長炭は、新たな産業の道を切り開くとされております。私も海洋深層水を初めとする室戸の特徴ある産業の分野では、例えば海洋深層水を用いて陸上養殖を多角化し、特産品を生み出し、裾野を広げ売り出すことなどが室戸市の活性化、雇用の拡大につながる等確信している一人として市長にお聞きをいたします。

1点目として、具体的に市長はどのような支援をすれば定置網漁業を初めとする室戸市の特徴ある産業の生産性向上、所得向上につながると考えておられるのか、2点目として、市長が思い描く海洋深層水や備長炭の新たな産業の道とはどういうものなのかをお聞きをいたしま

す。

次に、県、大学、企業との連携についてお聞きをいたします。

市長のこの件についての公約での主張は、これまでの室戸市は県や大学、また企業との連携が不十分で、結果、室戸市の低迷を招いている。室戸を元気にするには、県庁はもとより、大学や企業等の協力は不可欠であり、その信頼回復を最重点課題として取り組みますと表現をされております。確かに最近では、高知大学との連携事業も深層水研究所や工業技術センターなどとの共同事業、共同研究も耳にすることが少なくなりました。その点からいけば、連携が不十分との指摘は当たらずとも遠からずという気がいたしますし、少なからず市の活性化に影響を及ぼしたのではとの気もいたします。ただ、県議の立場と首長の場合では、県の対応も、企業の対応もおのずと違ってくると思います。県の指示どおり、企業の要望どおりを実施することが、市長が言わんとする信頼回復とはならないと思いますが、市が主体性を持ち、かつ良好な関係での連携を構築するには、どのような取り組み姿勢で臨まれるのか、お聞きをいたします。

次に、3点目としてまちづくりについてお聞きをいたします。

市長の示した公約する基本的な施策の中で、まちづくりというフレーズが多々出てまいります。例えば、Iターン、Uターンがふえるまちづくり、子供目線でのまちづくり、ICT情報通信技術を生かしたまちづくりなどですが、中身を拝見させていただきますと、まちづくりはまちづくりでも人口の減少を緩やかにするまちづくりの方策だと思えます。今、室戸市の現状は、よほどの奇跡でも起こらない限り、人口の減少は続き、高齢化も進行すると考えなければならぬ状況です。そうなれば当然、町として規模も縮小し、行政サービスの低下、経済活動も低迷してまいります。今でも高齢者のみならず、多くの市民の方は通院や日用品以外の買い物では高知市あたりまで出向かなければ用を足すことができず、今はできるが、高齢になったときの不安を考え、室戸市から居を移す人も多いと聞きます。市長が示される人口を減少させない施策も大事なことですが、一方で人口が減少しても町として機能する効率的なまちづくり、例えば限られた一定のエリアの中に官公庁、病院、学校、量販店、商店街、またバスターミナルなど、市民の方がそのエリアに出向けば大概の用事を済ませることができる、コンパクトで効率的なまちづくりが必要だと考えます。市長が提唱する命を守る、出身者が戻れる室戸を創るを実現するためにも、また津波災害から命と財産を守る高台移転への取り組み、市長が公約とされている巡回バスの効率的な運用など、総合的なまちづくりを計画し、担当する部署が必要ではと考えます。市長がかわれれば室戸が変わるをアピールするためにも、新年度より新たな部署を定め、まちづくりに取り組まれてはと思えますが、市長の御所見をお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 上山議員さんにお答えをいたします。

まず、1、市長の政治姿勢についての(1)政策公約の中からの①産業振興対策についてでございます。

御案内のとおり、私は産業振興対策として、定置網漁業などの室戸の特徴ある産業の生産向上対策への支援事業に取り組み、生産現場での体験や観光、食事やショッピングを楽しめる仕組みづくりや販路拡大の支援事業に取り組むことを公約として掲げてまいりました。本市の産業の生産性、所得向上につながる具体的な支援につきましては、まず本市のうまい魚や野菜、海洋深層水、土佐備長炭などの豊富で特徴ある地域資源の持つ価値をPRすることで、室戸市の産業や町としての魅力を情報発信してまいります。そして、現在は、漁業、農業、林業それぞれの生産活動だけで完結をしておりますが、そこに例えば定置網漁業であれば、水揚げしているところを見てもらう、体験をしてもらう、食べてもらう、お土産を買ってもらうといった仕組みをつくり、観光産業もあわせて発展させていく、このような産業振興策を農業や林業でも進めてまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水や土佐備長炭の新たな産業の道についてでございます。

海洋深層水や土佐備長炭につきましては、それらの持つ効能や効果についてのエビデンスを強く打ち出し、アピールすることで、付加価値の高い商品にしていきたいと考えております。海洋深層水は、これまでの研究により、腸内環境の改善などさまざまな健康増進効果が確認をされております。また、土佐備長炭につきましては、消臭性や浄水効果、調湿性などの特徴がありますが、中でも注目すべきは、調理をする際にガスなどと違ってH<sub>2</sub>Oが発生しないと言われておりますことから、食材のうまみを損なうことなく調理ができるという点であります。このような効果や特徴といったものをもっと前面に出した商品の開発、販売の拡大に取り組むとともに、健康づくりも大きな政策としておりますので、海洋深層水や土佐備長炭を健康なまちづくりにも生かしていきたいと考えております。

また、上山議員さん御案内の海洋深層水を用いた陸上養殖につきましては、民間企業によるサツキマスの養殖やカキの蓄養などが行われているところでありますので、これらの取り組みにも支援を行ってまいりたいと考えております。こうした陸上養殖を事業化していくためには、付加価値をつけて高く売っていくことが重要であり、そうした点ではアワビなどが適しているのではないかと考えているところでございます。ビジネスとして有効性の高いものは何かということにつきましては、海洋深層水利用学会の先生方の御助言をいただき、企業や大学等とも連携をして研究してまいりたいと考えております。

次に、②県、大学、企業との連携についてでございます。

市長選挙を通じて申し上げてきたとおり、私は県議時代に国や県の補助事業を市に提案しても受け入れられずに断念したことや大学や企業等とのよりよい関係を築くための姿勢がとれていなかったと思える事例なども幾つかあり、信頼と評価を下げていると感じていたところでご



ざいます。こうしたことから、私は室戸を元気にするには、県はもとより、大学や企業等の協力や支援が不可欠であり、この信頼回復は、最重点課題であると考えているところであります。申すまでもなく、県や企業などの提案をうのみにすることで信頼の回復は望めるものでもありませんし、室戸市の発展に何が大事かとの判断の上に立って連携を持つという基本的姿勢は、普通のことであると認識をしております。現在の連携事業としましては、県とは職員交流や地域支援企画員の受け入れなど人事交流に加え、定期的な勉強会の開催をしております。大学との連携では、高知大学と国立大学法人高知大学と室戸市との連携事業に関する協定に基づき、地域学習の現地研修生の受け入れや深層水飲用試験などを行ってきたところでございます。また、東京の大正大学との地域連携活動として、本年度には9名の学生を現地研修生として受け入れたところであります。企業関係では、各分野の企業との災害時に応援協定や四国銀行及び高知銀行との産業振興に関する業務連携などの協定の締結、また市内の企業訪問などを行い、情報交換、意思疎通などを図るなど一定の取り組みは行っているものの、まだまだ十分ではないと感じているところであります。今後においては、提案や助言に真摯に耳を傾け、医療や産業など各分野において定期的な対話の場を持つことで、各機関との健全な関係性を構築していきたいと考えております。

次に、③まちづくりについてでございます。

人口減少、高齢化が進む本市にとって、室戸市出身者が戻りたくなる魅力的なまちづくりに取り組むことで、急激な人口減少を緩和する一方、町全体の構造を見直し、持続可能でコンパクトなまちづくりへの転換が必要であると認識するところでございます。そして、コンパクトなまちづくりを推進するための一つの取り組みとしましては、立地適正化計画の策定が考えられます。この計画は、人口減少においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせるまちづくりにおおむね20年後の町の姿を展望するもので、中心地や公共交通の沿線に都市機能や居住を誘導して、人口密度を維持をするコンパクトシティを実現するためのツールとなっております。これらへの取り組みとしましては、まず制度の研究から始めたいと考えておまして、各種支援措置や効果などについて検証や理解を深めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 上山です。2回目の質問をいたします。

市長に産業振興のところで、定置網漁業の具体的な振興策は答えていただかなかったわけですが、定置網漁業の生産性を上げる最大の課題というか問題は、私は荷さばき市場の統合だと思えます。これは、今でも多くの漁業者が、それぞれ単協に荷さばき市場があるわけですので、そこへ持って行っても例えば魚の量がそろわない、当然魚価も下がるわけですので、こういう漁業に携わっている人の意見の中でも、荷さばき市場の統合というのをぜひしてほしいというような声も聞きます。というのも、西のほうの宿毛湾漁協が、平成17年に統合されてある

わけですが、もともとこの宿毛湾では18ぐらいの漁協が今の室戸市みたいにそれぞれ単協があって、荷さばき施設を持っていたということですが、その当時はそういうことをしておれば、漁業に携わる人が育たない、またその漁業が成り立たないというような問題意識を持って、この宿毛湾漁協の18漁協が一つの漁協に統合されて、今宿毛湾漁協の一つの中央市場で荷さばき市場が開催されて、その関係者の話によると、そういうこと、いろいろ課題はあったのですが、そうやることによって30%ぐらい魚価が上がったと。そのまま室戸市が30%上がるとは限りませんが、ただ室戸の現状を考えた場合、定置が4カ所ぐらいあるわけですけど、せめて高岡から椎名ぐらいまで一つの荷さばき市場にすれば、魚のロットもそろそろ、当然仲買業者もふえてくると思いますので、今の状況よりは改善をされるのではないかと、ぜひその取り組みを、市長が新しくなったわけですので、そういう取り組みが必要ではないかという気がしますので、まず市長の所見をお伺いをいたします。

それから、深層水の陸上養殖について市長から先ほどいろいろ話があったわけですが、御案内のように、サツキマスを一ワサキ、高知の企業がやってまして、今1万匹ぐらいをやっています。それで、行く行くは3万匹ぐらいやれば10名ぐらい地元雇用も生まれるということで、ただ用地がないということでその業者も苦勞されておるわけですが、このあたりもぜひ支援をしていただきたいと思います。

それからもう一点、県の産学官の連携事業ですよね、その一つとして今深層水研究所で深層水を利用した新しい陸上養殖の可能性ということについて、三津の深層水研究所が研究に取り組んでおります。自分は室戸の無限の、要は無尽蔵の資源の海洋深層水を利用して、陸上養殖をやるのが地域活性化、特産品、そういう考え方のもとで市長も同じような考えだと思いますので、ぜひそういう事業、サツキマスの養殖事業、サツキマス以外にもトコブシとかいろいろやりゆうわけですが、市が研究所の研究、例えばそういうところにちょっと参画をして、多少金は要ると思いますけど、ぜひその産学官の事業にもこういうものにもぜひ市が参画して取り組んでいただいて、市の活性化、または雇用の拡大につなげていただきたいと思いますが、これもまた市長の御所見をお聞きをいたします。

それから、連携ですわね、県、企業との連携の話もいろいろ話をされてましたが、私は県や企業との連携をうまく回復するには、市がともに市の課題、振興策を洗い出して、企業なり県なりへ問題解決のための協力をお願いすると。その中でともに汗をかいて、よって結果を得ると。その積み重ねしか県や企業との信頼回復という、信頼というものは生まれないというふうな気がします、市長の御見解はいかがでしょう。

これで2回目を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 上山議員さんの2回目の質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の定置網漁業に関してであろうかと思いましたが、荷さばき場の統合についての御

質問がございました。もう既に上山議員さんもお耳に入っているのではないかなと思いますけれども、既に県のほうでは、そうした御提案もいただいているところでありまして、今後関係者との協議を深めながら検討していく課題になっておりますが、私もこのたびの選挙戦でそうした思いを地域の方々にお伺いをしましたけれども、今の段階でこの意見だけを言わせていただきますと、それぞれの漁協は統合されておりますけれども、室戸の高岡、三津、椎名、佐喜浜、それぞれの漁協の方々は、自分のところの水揚げ場で揚げたいといったような意向が強いように思いますので、そうした方々の御意見も大事にしながら、集約統合することによると、どういったメリットがあるのかといったことを行政としてもしっかりと煮詰めをして、地域におろしながら、県の御指導もいただきながら検討していかなければならない課題じゃないかなと受けとめております。

2点目の陸上養殖についてであります。

今既にやっておりますマスの御提案がありました。用地の問題なんかが課題としてあるようがございますので、そうして取り組まれております関係者の方々の御意向も聞きまして、市行政として応援のできる場所は積極的に支援をしていきたいと考えております。

3点目の産学官の連携といったことでの取り組みについてでありまして、今三津海洋深層水研究所での取り組みの御紹介がありました。御指摘のとおり、市が率先をして県や大学に呼びかけながらこの研究を進めていくという、市が積極的にリードできるような研究課題を持って、県や大学、企業等の協力をもらえるような連携事業での取り組みというのを私は積極的に取り組んでいくべきじゃないかという認識でございますので、テーマをどこにするかということは、今後また議員さんの御指導なんかもいただきながら、しっかりした方向性のあるもので海洋深層水陸上事業の取り組みに推進していきたいなと思っております。

最後に、県、市との連携における信頼関係についてでございます。

上山議員さんの御意見としましては、市自身ももっと振興策を洗い直して、きっちりと県や大学等に提案をしていきながらの連携というのが大事ではないかという御指摘であります。おっしゃるとおりの点もございしますが、私は県議のときの反省としまして、もう少し市行政、県行政との連携の深められるような対応も大事だと思いますし、大学のほうはここに来て大変地域に向けて大学の力を何か発揮できるような物事を探していただいて、逆にいろんな面でアドバイスをしていただけるような時代にありますので、そうした力をおかりをするという面では、やはりこれも市のほうから市の政策課題をしっかりと煮詰めて、大学や県のほうに持ち上げていくといった御指摘のようなことが信頼関係を厚くしていける一歩ではないかなというふうに受けとめておりますので、力いっぱい頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** これをもって上山精雄君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っております。これに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

あすは一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いをいたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時34分 延会